

下 水 道 事 業

1 事業の沿革

本市の下水道事業は、昭和 23 年 6 月下水道築造認可を得て事業の本格的な第 1 歩をしるした。

その後最も緊急を要する地区ごとに区域の拡大変更を重ね、浸水対策を重点にした自然流下の合流式で、管渠のみの整備に努めた。昭和 30 年代から 40 年代にかけて、市部周辺の都市化が急速に進むと共に、高度成長による農業技術の革新は化学肥料の発達をもたらし、し尿の農家への還元は困難となった。その対策として、昭和 41 年に下水終末処理場建設の事業計画を策定、処理方法は簡易処理とし、処理水を津軽海峡沖合 4 km の地点まで海底管を布設して海中放流するという方式により、建設省、厚生省両省の認可を得た。同年、まず、汚泥処理場の建設に着手し、次いで污水处理場の建設に着手した。昭和 46 年都市計画法の改正に伴い、本市公共下水道計画も都市計画法にもとづく市街化区域全域に下水道計画を策定し、これと共に処理方法も従来の簡易処理から高級処理に計画変更した。

昭和 49 年 7 月南部下水終末処理場の第 1 期事業の完成により、処理場の運転を開始したが、この時点での処理開始面積は 285ha、処理開始区域人口 33,000 人で、14 町を対象としたものであり、処理人口普及率は 10.9% にすぎない状態であった。

昭和 48 年 12 月亀田市との合併により、亀田地区の一部を認可区域に追加した。同年 3 月水質環境基準の類型指定が函館海域になされ、昭和 50 年 10 月函館海域流域別下水道整備総合計画調査が事業主体の北海道により実施され、これに伴い、昭和 51 年本市の下水道計画も函館海域流域別下水道整備総合計画との整合を図るため処理区域を 2 級河川亀田川を境に南処理区、北処理区に分割し、北部下水終末処理場を追加決定した。

昭和 53 年、上磯町は本市の北処理区と市街地が隣接している 130ha について認可を得たが、終末処理場計画は函館海域流域別下水道整備総合計画との整合を図り、上磯町単独での処理計画を持たず、本市の北部下水終末処理場で共同処理を行うこととした。

北海道は、函館市の北処理区と上磯町、大野町および七飯町における各々の下水道計画区域で構成される人口 243,200 人、面積 3,684ha の全体計画(函館湾処理区)を定め、函館湾幹線及び函館湾流域下水道浄化センターを新たに決定し、昭和 55 年 12 月函館湾流域下水道事業計画の認可を得た。

昭和 55 年 12 月、函館市の南処理区は函館市公共下水道として単独で残り、昭和 56 年 1 月函館湾流域下水道事業計画に従い、北部下水終末処理場を廃止し、北処理区を函館市流域関連公共下水道として認可を得た。

流域関連公共下水道は、北海道が建設を進めている函館湾浄化センターが平成 2 年 3 月から一部運転を開始したことにより、同センターに接続され一部供用開始している。

平成 12 年度には、本市東部に隣接する戸井町の汚水を南部下水終末処理場で広域的に処理するため、下水道の基本計画の見直しを行ない、平成 12 年 10 月に函館市公共下水道事業計画変更許可を得た。

平成 13 年度には、市街化調整区域のうち、新湊町、古川町、石崎町、石倉町、鶴野町、白石町の各一部を区域拡大し、平成 14 年 3 月に函館市公共下水道事業計画変更認可を得た。

平成 16 年 12 月の市町村合併により、戸井町特定環境保全公共下水道は、函館市が引き継ぎ整備を進め、平成 18 年 4 月に一部供用を開始した。

(1) 下水道事業の沿革

昭和 23 年	北部排水区，開渠方式約 329ha 事業認可
昭和 24 年	北部排水区，暗渠方式約 61ha 拡張，全体約 390ha に認可変更
昭和 25 年	下水道受益者負担金省令制定，負担金徴収開始
昭和 26 年	東部排水区約 473ha 拡張，全体約 863ha に認可変更 下水道条例制定，使用料徴収開始
昭和 34 年	機構改革により下水道課を新設，2 係を設置
昭和 37 年	西部および港排水区約 365ha 拡張，全体約 1,228ha に認可変更 港排水区幹線管渠の認可
昭和 41 年	港排水区枝線管渠追加 駒場下水終末処理場（簡易処理，処理能力250,000人）海底放流管，遮集管，中継ポンプ場追加認可変更 終末処理場汚泥施設に着手
昭和 46 年	下水道受益者負担金省令を条例に改定 北部および東部排水区約 441ha 拡張，全体約 1,669ha に認可変更 1 処理区を 2 処理区に分割，簡易処理から高級処理に変更 処理場名を南部下水終末処理場に変更，汚水処理施設の建設に着手 北部下水終末処理場を追加決定
昭和 47 年	西部および港排水区約 118ha 拡張，全体約 1,787ha に認可変更 住吉ポンプ場（雨水）および港ポンプ場（雨水）の建設に着手
昭和 48 年	住吉ポンプ場（雨水）および港ポンプ場（雨水）完成により運転開始
昭和 49 年	機構改革により下水道部を新設，2 課 1 処理場，6 係を設置 南部下水終末処理場第 1 期事業完成により一部運転開始（汚水処理能力20,800人，汚泥処理能力 42,200 人） 水洗便所改造等資金貸付条例制定，貸付開始 亀田地区約 301ha 拡張，全体約 2,088ha に認可変更 北処理区を廃止，一括南処理区に認可変更
昭和 50 年	北海道が函館海域流域別下水道整備総合計画調査に着手 下水道条例改定，水質使用料徴収開始
昭和 51 年	旭岡団地，戸倉，日吉，湯川，弁天地区（約 821ha）拡張，全体約 2,909ha に認可変更 函館海域流域別下水道整備総合計画との整合性を図り，処理区を 2 級河川亀田川を境に南処理区，北処理区に変更，北部下水終末処理場を追加決定 宇賀浦中継ポンプ場の建設に着手
昭和 53 年	北部下水終末処理場の施設変更（上磯町の認可区域を北部で共同処理するため） 大手ポンプ場の位置および施設と，管渠施設の一部を認可変更 南部下水終末処理場処理能力（汚水処理能力 62,300 人，汚泥処理能力 42,200 人） 南部下水終末処理場汚泥処理施設第 2 系列の建設に着手 宇賀浦中継ポンプ場の完成により運転開始 処理場およびポンプ場建設のために 1 係を設置

昭和 54 年	住吉ポンプ場（污水）および大手ポンプ場の建設に着手 南部下水終末処理場污水处理施設第 2 系列に着手
昭和 55 年	南部下水終末処理場汚泥処理施設第 2 系列完成（処理能力 114,500 人）により運転開始 北海道は、函館湾流域下水道事業計画認可を得て、本市の北処理区と上磯町、大野町 および七飯町の 1 市 3 町で構成される区域、人口 243,200 人、面積 3,684ha の全体事業 計画を定め、函館湾流域下水道浄化センターを新たに決定
昭和 56 年	本市は、函館湾流域下水道事業計画に従い、北部下水道終末処理場を廃止し、北処理 区は流域関連公共下水道の函館湾処理区の一部として決定、南処理区は函館市公共下水 道として単独処理区に変更 南部下水終末処理場汚泥処理施設第 3 系列の建設に着手
昭和 57 年	住吉ポンプ場（污水）完成により運転開始 南部下水終末処理場污水处理施設第 2 系列完成（処理能力 124,600 人）により運転開始
昭和 58 年	下水道事業受益者負担金条例の一部改正 大手ポンプ場一部運転開始（污水は、南部処理場へ暫定圧送） 南部下水終末処理場汚泥処理施設第 3 系列完成（処理能力 186,900 人）により運転開始 湯浜ポンプ場の位置および施設と、管渠施設の一部を認可変更
昭和 59 年	大手ポンプ場完成により全面的な運転開始
昭和 60 年	南部下水終末処理場污水处理施設第 3 系列の建設に着手
昭和 61 年	函館市流域関連公共下水道の合流式 708.4ha のうち、浅野・万代地区 518.4ha を分流 式に変更、浅野ポンプ場および万代ポンプ場を廃止 北 1 号污水幹線の建設（布設）に着手
昭和 62 年	南処理区の本通（約 200ha）および上湯川地区（湯川団地周辺約 33ha）拡張、全体 3,142 ha に認可変更
昭和 63 年	南部下水終末処理場污水处理施設第 3 系列の 2/3 土木・建築、第 3 系列の 1/3 電気・機 械工事の完成（処理能力 145,400 人）により運転開始 湯浜ポンプ場（污水）の建設に着手 消化ガス発電設備工事に着手
平成 元年	消化ガス発電の運転開始
平成 2 年	北 1 号污水幹線の完成 函館湾流域下水道浄化センターの一部運転開始 湯浜ポンプ場（污水）の運転開始 南処理区の山の手、東山、神山地区（約 262ha）拡張、全体約 3,404ha に認可変更
平成 3 年	函館湾処理区の亀田本町、昭和 I、亀田港地区（約 320ha）拡張、全体約 3,724ha に認可変更 南部下水終末処理場汚泥処理施設汚泥乾燥設備の建設に着手 「函館湾流域下水道浄化センター」の名称を「函館湾浄化センター」に変更
平成 4 年	函館湾処理区の西桔梗地区（約 77ha）拡張、南処理区の白鳥地区（約 22ha）を函館湾 処理区に変更、全体約 3,801ha に認可変更 南部下水終末処理場汚泥処理施設汚泥乾燥設備の一部運転開始
平成 6 年	函館湾処理区の弁天、上桔梗、美原 I、美原 II および石川地区（約 279ha）拡張、全 体約 4,080ha に認可変更 公共下水道事業の公営企業化に伴い水道局と組織統合、函館市水道局下水道部となる。

- 平成 8 年 南部下水終末処理場污水处理施設第 3 系列の 2/3 電気・機械工事の完成（処理能力 158,300 人）により運転開始
函館湾処理区の弁天，大手，万代，浅野，港Ⅰ，西桔梗Ⅰ，上桔梗，西桔梗Ⅱ，石川，桔梗地区（約 215ha）拡張，南処理区の神山，鈴蘭丘，上湯川，銭亀地区（約 205ha）拡張，全体約 4,500ha に認可変更
南部下水終末処理場の能力を 96,400 m³/日から 108,450 m³/日に認可変更
湯浜ポンプ場の施設と管渠施設の一部を認可変更
- 平成 11 年 函館湾処理区の手，港Ⅰ，上桔梗，石川，桔梗地区（約 114ha）拡張，全体約 4,614 ha に認可変更
南部下水終末処理場の能力を 108,450 m³/日から 98,100 m³/日に認可変更
銭亀ポンプ場の追加および湯浜ポンプ場の施設と管渠施設の一部を認可変更
- 平成 12 年 戸井町の汚水を受け入れ，共同処理を行うため，施設計画の一部を変更し工事完成年月日を延伸（区域拡大なし）
南部下水終末処理場の全体計画処理能力を 109,600 m³/日から 111,400 m³/日に変更
銭亀ポンプ場の施設と管渠の施設と名称の一部を認可変更
- 平成 13 年 南処理区の銭亀沢Ⅲ，神山地区（約 51ha）拡張，全体約 4,665ha に認可変更
「銭亀ポンプ場」の名称を「志海苔ポンプ場」に変更
銭亀ポンプ場および住吉ポンプ場の施設を認可変更
汚泥処理処分方法の認可変更
- 平成 14 年 函館湾処理区の弁天地区（1 ha）拡張，全体約 4,666ha に認可変更
港ポンプ場の施設を認可変更
- 平成 15 年 南処理区の鈴蘭丘地区（19ha）拡張，全体約 4,685ha に認可変更
- 平成 17 年 戸井町特定環境保全公共下水道を函館市特定環境保全公共下水道として統合
南処理区の東山地区，函館市特定環境保全公共下水道（127ha）拡張，函館湾処理区の弁天，万代，港Ⅰ，石川地区（37ha）拡張，全体約 4,849ha に認可変更
「湯浜ポンプ場」の名称を「湯川ポンプ場」に変更
- 平成 19 年 南処理区の上湯川地区，函館市特定環境保全公共下水道（4 ha）縮小，函館湾処理区の万代，浅野，桔梗地区（10ha）拡張，全体約 4,855ha に認可変更
南部下水終末処理場の能力を 98,100 m³/日から 81,200 m³/日に認可変更
- 平成 20 年 南処理区の宇賀浦中継ポンプ場の施設と管渠施設の一部を認可変更
函館湾処理区の港Ⅰ，桔梗地区（19ha）拡張，全体約 4,874ha に認可変更および管渠施設の一部を認可変更
- 平成 23 年 南処理区の神山地区（8.3ha）拡張，全体約 4,882ha に認可変更
- 平成 24 年 函館湾処理区の石川地区（30ha）拡張，全体約 4,912ha に認可変更
- 平成 25 年 南部下水終末処理場の主ポンプ設備の計画変更
- 平成 27 年 南処理区の湯川Ⅱ地区（2.3ha）拡張，上湯川地区（0.4ha）縮小，函館湾処理区の昭和Ⅱ・Ⅲ地区（15.6ha）拡張，全体約 4,930ha に計画変更
南部下水終末処理場の能力を 81,200 m³/日から 63,600 m³/日に計画変更
- 平成 30 年 南部下水終末処理場の送風機設備の計画変更
函館湾処理区の弁天，万代，浅野，港Ⅰ，石川地区（34.6ha）拡張，全体約 4,962ha に計画変更および管渠施設の一部を計画変更

令和 5 年 南処理区の山の手，日吉地区（3.3ha）縮小，全体約 4,958ha に計画変更および管渠
施設の一部を計画変更

2 施 設 概 要

(1) 管 渠 施 設

(令和7年3月末現在)

項目	処理区名 事業区分	南 処 理 区			函 館 湾 処 理 区 函館第1～7処理分区	合 計
		単 独 公共下水道	特定環境保全 公共下水道	計	流 域 関 連 公 共 下 水 道	
全体計画管渠延長		961 km	37 km	998 km	1,034 km	2,032 km
事業計画管渠延長		905 km	37 km	942 km	916 km	1,858 km
管 渠 延 長		646 km	37 km	683 km	680 km	1,363 km

※管渠延長は端数により、合計が一致しない場合がある。

(2) ポ ン プ 場 施 設

() は予備

ポンプ場名	ポンプ施設内容									雨、汚水の別	処理区名
	全体計画施設			事業計画施設			現有施設				
	径	台数	揚水量	径	台数	揚水量	径	台数	揚水量		
住吉ポンプ場	mm	台	m ³ /分	mm	台	m ³ /分	mm	台	m ³ /分	汚水ポンプ	南処理区
	150	2 (1)	2.1	150	2 (1)	2.1	200	3 (1)	7.8	雨水ポンプ	
	400	2	56.0	400	2	56.0	400	2	56.0	〃	
	300	3	51.0	300	3	51.0	300	2	34.0	〃	
宇賀浦 中継ポンプ場							350	1	20.0	〃	〃
	250	4 (1)	19.0	250	4 (1)	19.0	250	2	14.0	汚水ポンプ	
湯川ポンプ場							250	2 (1)	6.0	〃	〃
	150	2 (1)	4.0	150	2 (1)	4.0	150	2	7.2	汚水ポンプ	
志海苔ポンプ場							200	1 (1)		〃	〃
	150	3 (1)	4.6	150	3 (1)	4.6	150	3 (1)	5.0	汚水ポンプ	
大手ポンプ場	500	1	30.0	500	1	30.0	500	1	30.0	雨水ポンプ	函館湾処理区 (第1処理分区)
	700	1	65.0	700	1	65.0	700	1	65.0	〃	
	1,350	3 (1)	440.0	1,350	3 (1)	440.0	1,350	3 (1)	440.0	〃	
	1,500	3	930.0	1,500	3	930.0	1,500	3	930.0	〃	
港ポンプ場	350	3	40.8	350	3	40.8	350	3	40.8	雨水ポンプ	函館湾処理区 (第2処理分区)

(3) 処 理 場 施 設

名 称	南部下水終末処理場
位 置	汚水処理施設 函館市金堀町10番2号 汚泥処理施設 " 日乃出町26番8号
敷 地 面 積	52,837m ²
排 除 方 式	分流式(一部合流式)
処 理 方 法	汚水処理 高級処理(標準活性汚泥法) 汚泥処理 濃縮, 消化, 脱水, 乾燥
放 流 先 名 称	津軽海峡(大森浜)
工 事 着 手	汚水処理施設 昭和46年8月 汚泥処理施設 昭和41年9月
供 用 開 始	昭和49年7月
全 体 計 画	処理区域面積 2,666 ha 処理区域人口 108,300 人 処 理 能 力 63,600 m ³ /日
事 業 計 画	汚水処理施設 63,600 m ³ /日 汚泥処理施設 332 m ³ /日

()は予備

施 設 名	構 造 等	全体計画施設 数 量	事業計画施設 数 量	現有施設 数 量
汚 水 管 理 本 館	鉄筋コンクリート造、地上2階地下2階1棟	2,766 m ²	2,766 m ²	2,766 m ²
沈 砂 池	矩形巾2.0m×長13.0m×水深0.81m	4 池	4 池	4 池
主 ポ ン プ	立軸斜流口径300mm 10m ³ /分	—	—	3 台
	立軸斜流口径500mm 30m ³ /分	2 台	2 台	2 台
	立軸斜流口径700mm 70m ³ /分	2 (1) 台	2 (1) 台	—
	立軸斜流口径900mm 100m ³ /分	—	—	2 (1) 台
最 初 沈 殿 池	矩形巾4.5m×長32.0m×水深2.5m	12 池	12 池	16 池
反 応 タ ン ク	矩形巾5.5m×長28.0m×水深5.0m×4水路	6 槽	6 槽	8 槽
最 終 沈 殿 池	矩形巾4.8m×長32.0m×水深2.9m	12 池	12 池	16 池
	矩形巾4.2m×長32.0m×水深3.2m	6 池	6 池	6 池
消 毒 タ ン ク	矩形巾3.0m×長24.0m×水深2.5m×6水路	1 池	1 池	1 池
汚 水 調 整 池	鉄筋コンクリート造(旧最初沈殿池, 旧反応タンク, 旧最終沈殿池)	10 池	10 池	
汚 泥 濃 縮 タ ン ク	径 13.0m×水深 4.0m	2 池	2 池	2 池
汚 泥 消 化 タ ン ク	径 20.0m×側深 10.0m	4 槽	4 槽	4 槽
ガ ス ホ ル ダ	容量1,000m ³ ×2基, 600m ³ ×1基	3 基	3 基	3 基
汚 泥 脱 水 機	遠心脱水機(高効率), 処理能力 10m ³ /時	3 (1) 台	3 (1) 台	3 (1) 台
汚 泥 乾 燥 機	40m ²	2 台	2 台	2 台
消 化 ガ ス 発 電 設 備	ガス発電機750PS 6.6kV 625kVA (500kW)	1 基	1 基	1 基

3 下水道の計画

(1) 下水道事業の全体計画と事業計画

全体計画(令和12年度値)

事業区分	処理区名	処理区域面積 (ha)			処理区域人口 (人)			日最大汚水量 (m³/日)
		合流式	分流式	計	合流式	分流式	計	
南 処 理 区		854.9	1,806.7	2,661.6	35,590	73,240	108,830	59,347
	単 独 公 共 下 水 道	854.9	1,685.7	2,540.6	35,590	71,110	106,700	58,378
	特定環境保全公共下水道		121.0	121.0		2,130	2,130	969
函 館 湾 処 理 区 流域関連公共下水道		192.8	2,205.1	2,397.9	7,690	87,480	95,170	52,017
	函館第1処理分区	192.8	1,085.2	1,278.0	7,690	43,630	51,320	28,497
	函館第2処理分区		47.0	47.0		1,500	1,500	722
	函館第3処理分区		207.8	207.8		7,520	7,520	4,133
	函館第4処理分区		62.0	62.0		1,020	1,020	1,021
	函館第5処理分区		45.5	45.5		3,110	3,110	1,427
	函館第6処理分区		742.5	742.5		30,150	30,150	15,966
	函館第7処理分区		9.1	9.1		450	450	205
	函館第8処理分区		6.0	6.0		100	100	46
計		1,047.7	4,011.8	5,059.5	43,280	160,720	204,000	111,364

事業計画(令和10年度値)

事業区分	処理区名	処理区域面積 (ha)			処理区域人口 (人)			日最大汚水量 (m³/日)
		合流式	分流式	計	合流式	分流式	計	
南 処 理 区		854.9	1,806.7	2,661.6	36,320	74,940	111,260	60,531
	単 独 公 共 下 水 道	854.9	1,685.7	2,540.6	36,320	72,790	109,110	59,553
	特定環境保全公共下水道		121.0	121.0		2,150	2,150	978
函 館 湾 処 理 区 流域関連公共下水道		192.8	2,103.2	2,296.0	7,790	89,650	97,440	53,215
	函館第1処理分区	192.8	1,078.0	1,270.8	7,790	44,730	52,520	29,162
	函館第2処理分区		47.0	47.0		1,530	1,530	735
	函館第3処理分区		199.6	199.6		6,830	6,830	3,838
	函館第4処理分区		62.0	62.0		1,060	1,060	1,053
	函館第5処理分区		45.5	45.5		3,250	3,250	1,491
	函館第6処理分区		656.0	656.0		31,670	31,670	16,672
	函館第7処理分区		9.1	9.1		470	470	214
	函館第8処理分区		6.0	6.0		110	110	50
計		1,047.7	3,909.9	4,957.6	44,110	164,590	208,700	113,746

(2) 函館湾流域下水道事業

函館湾流域下水道事業の全体計画と事業計画

函館海域の水質環境基準を将来にわたって維持達成するため、河川、湖沼、海域等の水質汚濁防止の効率化を図ることを目的として函館海域流域別下水道整備総合計画調査が実施され、調査の結果、流域内の市、町が単独で処理場を建設し、処理するよりも、広域的に集めた汚水を一括処理する方が最も効果的である結論を得、1市3町(市町村合併により現在は2市1町)を包含した函館湾流域下水道事業計画が決定された。

処理対象 市 町	処理区域面積		処理区域人口		日最大汚水量		備 考
	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	
函館市の 北部地区	ha 2,397.9	ha 2,296.0	人 95,170	人 97,440	m ³ /日 52,017	m ³ /日 53,215	函館湾浄化センター 〈敷地面積〉 約14.3ha 〈位 置〉 函館市昭和町42番地 〈放 流 先〉 函館湾
北 斗 市	1,791.2	1,640.2	39,800	39,100	15,417	15,177	
七 飯 町	697.3	659.5	20,900	20,800	9,666	9,553	
合 計	4,886.4	4,595.7	155,870	157,340	77,100	77,945	

※ 上表の函館市の北部地区とは、ここでは亀田川を境にした北側の地区を指す。

(3) 函館市公共下水道事業整備状況 (令和7年3月末現在)

行政区域人口	234,530 人
世帯数	137,669 世帯
行政区域面積	67,787 ha
市街化区域面積	4,787 ha
処理人口普及率	91.0 %

項 目	単位	南 処 理 区			函館湾処理区	合 計
		単 独 公 共 下 水 道	特定環境保全 公 共 下 水 道	計	流 域 関 連 公 共 下 水 道	
全 体 計 画 面 積	ha	2,541	121	2,662	2,398	5,060
全 体 計 画 人 口	人	106,700	2,130	108,830	95,170	204,000
全体計画管渠延長	km	961	37	998	1,034	2,032
事 業 計 画 面 積	ha	2,541	121	2,662	2,296	4,958
事 業 計 画 人 口	人	109,110	2,150	111,260	97,440	208,700
事業計画管渠延長	km	905	37	942	916	1,858
処 理 区 域 面 積	ha	2,478	121	2,599	2,219	4,818
処 理 区 域 内 人 口	人	113,377	2,002	115,379	98,006	213,385 (211,383)
行 政 区 域 人 口	人	120,326	2,032	122,358	105,045	※ 234,530 (225,371)
処 理 人 口 普 及 率	%	94.2	98.5	94.3	93.3	※ 91.0 (93.8)
排 水 区 域 面 積	ha	2,478	121	2,599	2,231	4,830
排 水 区 域 内 人 口	人	113,416	2,002	115,418	98,086	213,504
管 渠 延 長	km	646	37	683	680	1,363
水 洗 化 区 域 戸 数	戸	70,788	1,070	71,858	62,944	134,802
水 洗 化 済 戸 数	戸	69,330	863	70,193	60,324	130,517
水 洗 化 率	%	97.9	80.7	97.7	95.8	96.8
水 洗 化 人 口	人	110,816	1,619	112,435	93,960	206,395

※ 行政区域人口および処理人口普及率の合計欄上段は、恵山、榎法華および南茅部の各地域の人口を含めて算出しており、処理区毎の計と一致しない。

また、合計欄の下段括弧内は合併前の函館市地域での数値。

※ 管渠延長は端数処理により、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

4 下水処理の状況

(1) 函館湾浄化センター

ア 年度別処理実績

上段：年量

下段：日量

事 項 年 度	流入下水量 (m ³)	濃縮汚泥量 (m ³)	乾燥ケーキ量 (搬出量) (t)
令和4年度	24,327,458	141,069	2,858.1
	66,651	386	7.8
令和5年度	23,035,607	142,451	2,878.1
	62,939	389	7.9
令和6年度	23,042,055	139,188	2,814.0
	63,129	381	7.7

イ 四季別水質状況

《令和4年度》

上段：流入水

下段：放流水

季 節		春 (4～6月)	夏 (7～9月)	秋 (10～12月)	冬 (1～3月)	年間平均	放 流 水 規 制 値
水 温	℃	19.1	23.0	20.4	15.3	19.5	
		20.2	24.0	20.8	15.4	20.1	
pH		7.0	7.1	7.2	7.2	7.1	5.8～8.6
		7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	
B O D	mg/L	270	230	280	260	260	15
		3.1	3.3	3.3	5.1	3.7	
C O D	mg/L	130	92	120	110	110	水質汚濁 防 止 法 (160)
		13	12	13	13	13	
S S	mg/L	180	170	170	160	170	40
		3.1	2.7	2.3	4.9	3.3	
大腸菌群数	個/cm ³	220,000	240,000	240,000	210,000	230,000	3,000
		49	19	95	11	44	

※ 放流水の大腸菌群数は、消毒後の数値である。

《令和5年度》

上段：流入水

下段：放流水

季 節		春 (4～6月)	夏 (7～9月)	秋 (10～12月)	冬 (1～3月)	年間平均	放 流 水 規 制 値
水 温	℃	18.9	24.5	21.0	15.8	20.0	
		18.8	25.0	21.3	16.0	20.3	
pH		7.2	7.0	7.1	7.3	7.2	5.8～8.6
		7.2	7.2	7.1	7.3	7.2	
B O D	mg/L	280	240	230	260	250	15
		3.9	3.2	5.6	8.4	5.3	
C O D	mg/L	110	99	100	110	100	水質汚濁 防 止 法 (160)
		13	12	13	14	13	
S S	mg/L	170	170	150	160	160	40
		4.6	3.4	2.8	4.9	3.9	
大腸菌群数	個/cm ³	220,000	230,000	150,000	140,000	180,000	3,000
		32	35	39	24	32	

※ 放流水の大腸菌群数は、消毒後の数値である。

《令和6年度》

上段：流入水

下段：放流水

季 節		春 (4～6月)	夏 (7～9月)	秋 (10～12月)	冬 (1～3月)	年間平均	放 流 水 規 制 値
項 目	℃	19.0	23.7	20.7	14.7	19.5	
		20.1	24.2	21.7	14.7	20.2	
pH		7.2	6.8	7.1	7.1	7.0	5.8～8.6
		7.2	7.1	7.1	7.1	7.1	
B O D	mg/L	270	190	260	240	240	15
		3.9	5.0	7.6	6.5	5.8	
C O D	mg/L	110	78	110	96	100	水質汚濁 防 止 法 (160)
		13	13	14	14	14	
S S	mg/L	220	160	180	150	180	40
		4.3	4.5	5.7	7.3	5.4	
大腸菌群数	個/cm ³	140,000	240,000	160,000	100,000	160,000	3,000
		21	32	50	140	61	

※ 放流水の大腸菌群数は、消毒後の数値である。

ウ 消化ガス発電設備運転実績

項 目	ガ ス 消 費 量	発 電 量	電 力 自 給 率	発 電 日 数	発 電 時 間
年 度	(Nm ³)	(kWh)	(%)	(日)	(h)
令和4年度	139,326	207,076	2.3	419	9,137
令和5年度	70,221	106,576	1.2	256	4,724
令和6年度	141,148	216,575	2.4	478	9,578

※消化ガス発電設備は平成25年度から運用開始。また、値は、発電機2台分の合計である。

(2) 南部下水終末処理場

ア 年度別処理実績

上段：年量

下段：日量

年度 \ 事項	流入下水量 (m ³)	濃縮汚泥量 (m ³)	乾燥ケーキ量 (t)	し尿処理量 (m ³)	備 考
令和4年度	23,595,951	100,548	1,721.6	30,660	流入下水量は 循環水量を除く
	64,646	275	4.7	84	
令和5年度	21,309,769	114,949	1,761.4	30,744	〃
	58,223	314	4.8	84	
令和6年度	20,665,753	118,684	1,750.9	30,660	〃
	56,619	325	4.8	84	

イ 四季別水質状況

上段：流入水

下段：放流水

《令和4年度》

季 節		春 (4～6月)	夏 (7～9月)	秋 (10～12月)	冬 (1～3月)	年間平均	放 流 水 規 制 値
項 目	℃	20.1	21.3	19.4	14.8	18.9	
		20.9	22.1	19.7	14.9	19.4	
pH		7.2	7.1	7.2	7.3	7.2	5.8～8.6
		7.2	7.0	7.2	7.1	7.1	
B O D	mg/L	190	130	180	190	170	15
		4.7	8.5	8.3	8.7	7.5	
C O D	mg/L	110	66	100	120	100	水質汚濁防止法 (160)
		13	8.2	11	13	11	
S S	mg/L	130	76	140	130	120	40
		3.6	1.6	3.7	4.6	3.4	
大腸菌群数	個/cm ³	110,000	70,000	110,000	74,000	90,000	3,000
		17	13	31	26	22	

※ 放流水の大腸菌群数は、消毒後の数値である。

上段：流入水

下段：放流水

《令和5年度》

季 節		春 (4～6月)	夏 (7～9月)	秋 (10～12月)	冬 (1～3月)	年間平均	放 流 水 規 制 値
水 温	℃	19.7	25.7	19.7	15.1	20.0	
		20.3	26.5	19.6	15.0	20.4	
pH		7.3	7.2	7.0	7.2	7.2	5.8～8.6
		7.2	7.2	7.1	7.1	7.2	
B O D	mg/L	190	250	380	170	250	15
		9.0	4.5	5.3	4.2	5.8	
C O D	mg/L	110	140	240	110	150	水質汚濁防止法 (160)
		12	11	8.3	10	11	
S S	mg/L	120	230	550	110	250	40
		2.5	2.7	4.0	3.0	3.0	
大腸菌群数	個/cm ³	81,000	280,000	120,000	100,000	150,000	3,000
		6	40	24	20	22	

※ 放流水の大腸菌群数は、消毒後の数値である。

《令和6年度》

上段：流入水
下段：放流水

季 節		春 (4～6月)	夏 (7～9月)	秋 (10～12月)	冬 (1～3月)	年間平均	放 流 水 規 制 値
項 目	℃	19.6	24.5	20.3	14.2	19.7	
		19.9	24.9	20.5	14.2	19.9	
pH		7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	5.8～8.6
		7.2	7.2	7.2	7.0	7.2	
B O D	mg/L	160	290	160	140	190	15
		4.8	5.8	3.0	3.7	4.3	
C O D	mg/L	95	160	100	94	110	水質汚濁防止法 (160)
		9.8	10	9.8	10	9.9	
S S	mg/L	110	310	100	86	150	40
		2.3	2.1	1.6	2.9	2.2	
大腸菌群数	個/cm ³	72,000	280,000	98,000	78,000	130,000	3,000
		5	38	6	31	20	

※ 放流水の大腸菌群数は、消毒後の数値である。

ウ 消化ガス発電設備運転実績

項 目 年 度	ガ ス 消 費 量 (Nm ³)	発 電 量 (kWh)	電 力 自 給 率 (%)	発 電 日 数 (日)	発 電 時 間 (h)
令和4年度	213,109	409,822	5.7	172	1,419
令和5年度	269,857	518,939	7.3	229	1,868
令和6年度	284,691	547,499	7.8	243	2,027

※ 発電量は、補機等自己消費分含む。

5 公共下水道の利用と促進対策

公共下水道が整備され、水洗化が可能となった区域では、下水道法の規定により、下水道による処理を開始した日から、排水設備は遅滞なく公共下水道への接続の義務が、くみ取り便所は3年以内に水洗便所への改造の義務が課せられております。

本市においては、水洗化の促進を図るため、昭和49年の処理開始と同時に「函館市水洗便所改造等資金貸付条例」を制定し、貸付の利用促進を図っております。

(1) 排水設備の設置

設 置 義 務

公共下水道の供用が開始された区域内の土地の所有者、使用者、または占有者は遅滞なく排水設備を設置しなければならない。（下水道法第10条）

(2) 便所の水洗化

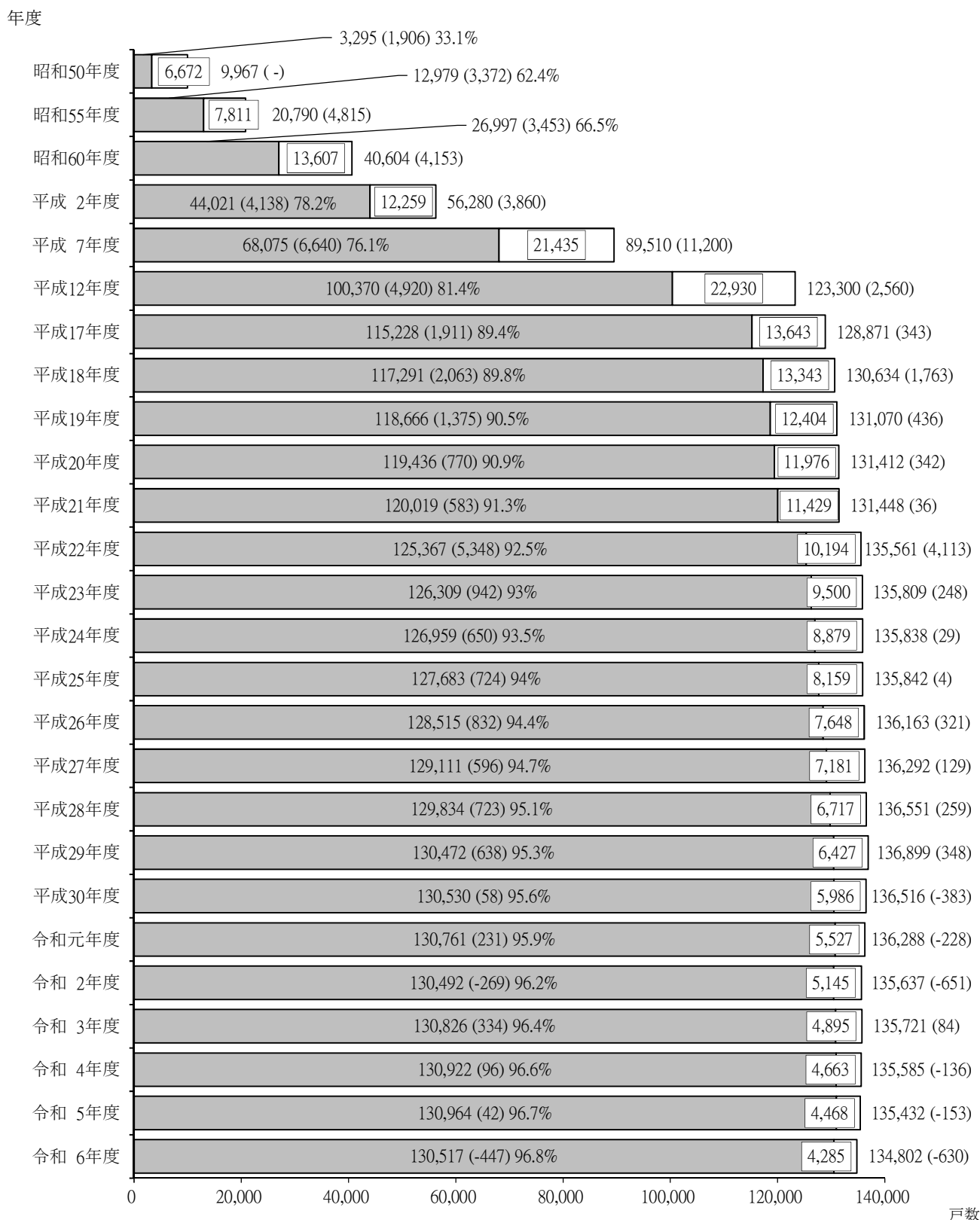
改 造 義 務

公共下水道による処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない。（下水道法第11条の3）

水洗化普及状況

凡例 水洗化済戸数 (対前年度増減戸数) 水洗化率 未水洗化戸数 可能戸数 (対前年度増減戸数)

注：平成22年度から集計データを電算機の下水道情報に変更した。



年度別普及状況

(単位:戸)

区分 年度	水洗化可能戸数 (A)		水洗化済戸数 (B)		水洗化率(%) (B/A)
	市全体	増減	市全体	増減	
昭和49年度	9,967	-	1,389	-	13.9
昭和50年度	9,967	-	3,295	1,906	33.1
昭和51年度	10,757	790	4,714	1,419	43.8
昭和52年度	10,757	-	5,873	1,159	54.6
昭和53年度	15,081	4,324	8,078	2,205	53.6
昭和54年度	15,975	894	9,607	1,529	60.1
昭和55年度	20,790	4,815	12,979	3,372	62.4
昭和56年度	23,005	2,215	14,726	1,747	64.0
昭和57年度	24,266	1,261	16,900	2,174	69.6
昭和58年度	26,746	2,480	19,503	2,603	72.9
昭和59年度	36,451	9,705	23,544	4,041	64.6
昭和60年度	40,604	4,153	26,997	3,453	66.5
昭和61年度	42,553	1,949	30,629	3,632	72.0
昭和62年度	45,720	3,167	33,543	2,914	73.4
昭和63年度	49,420	3,700	36,705	3,162	74.3
平成元年度	52,420	3,000	39,883	3,178	76.1
平成 2年度	56,280	3,860	44,021	4,138	78.2
平成 3年度	60,600	4,320	46,959	2,938	77.5
平成 4年度	64,410	3,810	50,210	3,251	78.0
平成 5年度	71,275	6,865	55,790	5,580	78.3
平成 6年度	78,310	7,035	61,435	5,645	78.5
平成 7年度	89,510	11,200	68,075	6,640	76.1
平成 8年度	102,390	12,880	75,826	7,751	74.1
平成 9年度	108,690	6,300	82,995	7,169	76.4
平成10年度	116,300	7,610	89,493	6,498	77.0
平成11年度	120,740	4,440	95,450	5,957	79.1
平成12年度	123,300	2,560	100,370	4,920	81.4
平成13年度	124,245	945	104,910	4,540	84.4
平成14年度	125,801	1,556	108,509	3,599	86.3
平成15年度	127,192	1,391	111,013	2,504	87.3
平成16年度	128,528	1,336	113,317	2,304	88.2
平成17年度	128,871	343	115,228	1,911	89.4

年度別普及状況

(単位:戸)

区分 年度	水洗化可能戸数 (A)						水洗化済戸数 (B)						水洗化率(%) (B/A)		
	市全体	増減	内 訳				市全体	増減	内 訳				市全体	内 訳	
			函館地域	増減	戸井地域	増減			函館地域	増減	戸井地域	増減		函館地域	戸井地域
平成18年度	130,634	1,763	129,478	607	1,156	1,156	117,291	2,063	116,912	1,684	379	379	89.8	90.3	32.8
平成19年度	131,070	436	129,841	363	1,229	73	118,666	1,375	118,056	1,144	610	231	90.5	90.9	49.6
平成20年度	131,412	342	130,127	286	1,285	56	119,436	770	118,674	618	762	152	90.9	91.2	59.3
平成21年度	131,448	36	130,163	36	1,285	0	120,019	583	119,196	522	823	61	91.3	91.6	64.0
平成22年度	135,561	4,113	134,293	4,130	1,268	-17	125,367	5,348	124,512	5,316	855	32	92.5	92.7	67.4
平成23年度	135,809	248	134,547	254	1,262	-6	126,309	942	125,436	924	873	18	93.0	93.2	69.2
平成24年度	135,838	29	134,585	38	1,253	-9	126,959	650	126,075	639	884	11	93.5	93.7	70.6
平成25年度	135,842	4	134,603	18	1,239	-14	127,683	724	126,793	718	890	6	94.0	94.2	71.8
平成26年度	136,163	321	134,952	349	1,211	-28	128,515	832	127,629	836	886	-4	94.4	94.6	73.2
平成27年度	136,292	129	135,093	141	1,199	-12	129,111	596	128,227	598	884	-2	94.7	94.9	73.7
平成28年度	136,551	259	135,362	269	1,189	-10	129,834	723	128,947	720	887	3	95.1	95.3	74.6
平成29年度	136,899	348	135,721	359	1,178	-11	130,472	638	129,584	637	888	1	95.3	95.5	75.4
平成30年度	136,516	-383	135,358	-363	1,158	-20	130,530	58	129,645	61	885	-3	95.6	95.8	76.4
令和元年度	136,288	-228	135,146	-212	1,142	-16	130,761	231	129,872	227	889	4	95.9	96.1	77.8
令和 2年度	135,637	-651	134,515	-631	1,122	-20	130,492	-269	129,605	-267	887	-2	96.2	96.3	79.1
令和 3年度	135,721	84	134,621	106	1,100	-22	130,826	334	129,949	344	877	-10	96.4	96.5	79.7
令和 4年度	135,585	-136	134,494	-127	1,091	-9	130,922	96	130,047	98	875	-2	96.6	96.7	80.2
令和 5年度	135,432	-153	134,355	-139	1,077	-14	130,964	42	130,097	50	867	-8	96.7	96.8	80.5
令和 6年度	134,802	-630	133,732	-623	1,070	-7	130,517	-447	129,654	-443	863	-4	96.8	97.0	80.7

注：平成22年度から集計データを電算機の下水道情報に変更した。

(3) 貸 付 制 度

函館市水洗便所改造等資金および排水設備設置資金貸付制度

ア 趣 旨

くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者および排水設備を設置しようとする者に対する工事資金の貸付を行うものである。

イ 貸付の対象

○ 水洗便所改造等資金

処理区域内の建物の所有者または占有者で、くみ取り便所を水洗便所に改造し、かつ、当該改造に伴い排水設備の設置等をしようとする者、当該工事の費用を一時に調達することが困難であるもの。

○ 排水設備設置資金

排水区域内の建物の所有者または占有者であり、排水設備を設置しようとする者で、当該工事費の費用を一時に調達することが困難であるもの。（水洗便所改造等資金の貸付を受けることができる者を除く。）

制 度 の 概 要

(令和7年3月31日現在)

区 分	水 洗 便 所 改 造 等 資 金	排 水 設 備 設 置 資 金
貸 付 限 度 額	大便器 1 基につき46万円以内	1 棟 1 槽につき20万円以内
利 息	無利子	無利子
償 還 期 間	40月以内の元金均等月賦返済 (特に認められる場合は50月以内)	20月以内の元金均等月賦返済
貸 付 の 要 件	・ 償還能力を有すること ・ 市税を滞納していないこと ・ 原則として市内に住所を有する連帯保証人（1人）があること	

貸付制度利用状況

年 度		水 洗 便 所 改 造 等 資 金			排 水 設 備 設 置 資 金	
		件数(件)	基 数 (基)	貸付金額 (千円)	件数(件)	貸付金額 (千円)
昭和50年度		754	754	189,086	0	0
昭和51年度		401	401	102,219	6	257
昭和52年度		419	575	135,371	1	50
昭和53年度		495	697	167,435	1	50
昭和54年度		411	596	140,372	2	87
昭和55年度		828	1,356	354,348	14	1,272
昭和56年度		644	953	251,028	1	100
昭和57年度		665	1,071	275,183	10	767
昭和58年度		723	1,127	297,665	3	285
昭和59年度		1,599	2,384	652,738	14	1,367
昭和60年度		1,249	1,884	517,001	0	0
昭和61年度		959	1,467	397,792	1	100
昭和62年度		852	1,304	346,967	0	0
昭和63年度		1,251	1,612	454,992	0	0
平成元年度		975	1,311	397,392	16	1,573
平成 2年度		749	1,009	318,947	8	735
平成 3年度		932	1,222	392,521	5	500
平成 4年度		858	1,151	366,284	11	1,100
平成 5年度		1,000	1,323	469,106	32	4,231
平成 6年度		988	1,313	475,088	38	5,923
平成 7年度		1,195	1,556	583,002	44	7,977
平成 8年度		1,635	2,166	847,910	54	8,501
平成 9年度		1,502	2,108	814,060	30	5,267
平成10年度		1,497	2,010	790,323	23	4,265
平成11年度		1,172	1,600	617,893	21	3,886
平成12年度		775	1,067	410,463	14	2,740
平成13年度		613	866	329,738	10	1,799
平成14年度		505	778	281,030	11	1,803
平成15年度		372	556	209,463	12	2,287
平成16年度		305	489	176,154	6	1,282
平成17年度		221	368	136,687	5	938
平成18年度	函館地域	174	320	113,974	3	600
	戸井地域	136	154	60,677	0	0
	市全体	310	474	174,651	3	600
平成19年度	函館地域	151	290	100,684	1	200
	戸井地域	61	72	28,872	0	0
	市全体	212	362	129,556	1	200
平成20年度	函館地域	126	224	83,516	4	780
	戸井地域	64	77	30,474	1	200
	市全体	190	301	113,990	5	980
平成21年度	函館地域	99	189	69,112	1	200
	戸井地域	21	22	9,392	0	0
	市全体	120	211	78,504	1	200
平成22年度	函館地域	54	100	34,196	0	0
	戸井地域	8	8	3,508	0	0
	市全体	62	108	37,704	0	0

貸付制度利用状況

年 度	項 目	水 洗 便 所 改 造 等 資 金			排 水 設 備 設 置 資 金	
		件数(件)	基 数 (基)	貸付金額 (千円)	件数(件)	貸付金額 (千円)
平成 23 年度	函 館 地 域	50	90	34,627	1	200
	戸 井 地 域	3	3	1,357	0	0
	市 全 体	53	93	35,984	1	200
平成 24 年度	函 館 地 域	34	71	24,189	0	0
	戸 井 地 域	1	1	458	0	0
	市 全 体	35	72	24,647	0	0
平成 25 年度	函 館 地 域	33	49	21,106	0	0
	戸 井 地 域	3	3	1,380	0	0
	市 全 体	36	52	22,486	0	0
平成 26 年度	函 館 地 域	25	34	14,030	0	0
	戸 井 地 域	1	1	460	0	0
	市 全 体	26	35	14,490	0	0
平成 27 年度	函 館 地 域	12	18	8,077	1	200
	戸 井 地 域	0	0	0	0	0
	市 全 体	12	18	8,077	1	200
平成 28 年度	函 館 地 域	13	13	5,870	1	200
	戸 井 地 域	0	0	0	0	0
	市 全 体	13	13	5,870	1	200
平成 29 年度	函 館 地 域	8	26	9,790	0	0
	戸 井 地 域	0	0	0	0	0
	市 全 体	8	26	9,790	0	0
平成 30 年度	函 館 地 域	12	16	6,340	0	0
	戸 井 地 域	1	1	460	0	0
	市 全 体	13	17	6,800	0	0
令和 元 年度	函 館 地 域	12	17	7,238	1	200
	戸 井 地 域	0	0	0	0	0
	市 全 体	12	17	7,238	1	200
令和 2 年度	函 館 地 域	10	12	4,544	0	0
	戸 井 地 域	0	0	0	0	0
	市 全 体	10	12	4,544	0	0
令和 3 年度	函 館 地 域	9	16	6,366	2	400
	戸 井 地 域	2	2	920	0	0
	市 全 体	11	18	7,286	2	400
令和 4 年度	函 館 地 域	8	18	6,308	0	0
	戸 井 地 域	0	0	0	0	0
	市 全 体	8	18	6,308	0	0
令和 5 年度	函 館 地 域	4	4	1,763	0	0
	戸 井 地 域	1	2	920	0	0
	市 全 体	5	6	2,683	0	0
令和 6 年度	函 館 地 域	4	6	2,635	0	0
	戸 井 地 域	0	0	0	0	0
	市 全 体	4	6	2,635	0	0

6 除害施設等水質保全対策

(1) 水 質 の 規 制

下水道の主要な役割は、市街地における雨水の排除と、汚水の適正処理による居住環境の改善および河川、湖沼、海域等の水質の保全を図ることである。

したがって、下水道の維持管理に当たっては、施設の保全のみならず、下水を適正に処理し、処理場からの放流水を適正な水質に保つことが必要であり、このためには、工場、事業場下水に対する水質監視・指導を実施することが重要である。

(2) 規 制 の 概 要

工場、事業場下水に対する水質規制は、下水道施設に与える影響の度合いに応じて、「下水の排除の制限による規制（法および条例）」と「除害施設設置等による規制（条例）」の方法により行っている。

「下水の排除の制限による規制」は、①人の健康に係る有害物質（カドミウム、シアン、水銀等）を含む下水、②生活環境に係る項目（銅、亜鉛、BOD、SS等）を含む下水（日排水量50 m³以上）および③処理可能項目（BOD、SS、n-ヘキサン等）を含む下水を排除する事業場に対して適用されており、①②は法により、③は条例により基準を超える水質の下水を排除することを禁止している。

各種届出の規制内容は次のとおりである。

ア 特定施設設置等の届出

特定施設を設置しようとする場合、あらかじめ届け出ることが必要である。その他特定施設の使用届、特定施設の構造などの変更届、氏名などの変更届、特定施設の廃止届等の届出が必要義務とされている。

イ 計画変更命令

特定施設の設置届出、特定施設の構造などの変更届出の内容については事前審査を受け、その計画内容において、水質基準に適合しない下水を排除するおそれがあると判断されるときは、排水処理にかかわる施設等の計画変更を命ぜられる。

ウ 工事の実施制限

特定施設の設置届出、特定施設の構造などの変更届出は、届出が受理された日から60日間は届出に係る工事に着手できない。ただし、届出の内容が相当であると判断されるときは、この期間を短縮することができる。

エ 改善命令

特定事業場の事業者は、水質基準に適合しない下水を排除するおそれがあると判断されるときは、期間を定めた特定施設の構造等および汚水処理の方法の改善命令や排除停止の命令を受ける。

「除害施設設置等による規制」とは、前記以外の特定事業場および公共下水道の利用者（ただし、水洗便所からの汚水は除く。）から排除される水質基準に適合しない下水に対し適用される。その規制内容は次のとおりである。

ア 除害施設設置等の届出

除害施設を設置しようとするときは、あらかじめ届け出ることが義務づけられている。

イ 計画変更の指導

前記届出の内容については、事前審査を受け、その計画が水質基準に適合しないおそれがあると判断されるときは、是正しなければならない。

ウ 改善命令

水質基準を超える下水を排除している者は、聴聞を受けたのち監督処分としての下水の改善命令や下水排除の一時停止を受ける。

（３）水質の指導状況

水質規制の一環として、立入検査を行い、各種届出書に記載された内容の変更事項を確認するとともに、水質基準の遵守、事業者自らが行う水質測定の実施も併せて要請している。

また、水質基準を超える下水を排除することを未然に防止する目的で、下水水質検査を実施し、事業者自らが行う下水の水質測定についても報告を求めるなど水質監視を行っている。

水質検査の結果、水質基準を超える下水を排除する事業場に対しては、その都度立入検査を行っており、水質検査結果を文書通知したうえで、検査日の操業状態を確認し、必要な水質改善措置を講じることや、水質管理体制の整備を図ることを助言・指導している。

さらに、水産加工場等に対しては、高濃度廃液を回収し、共同処理施設で処理することについて、また、有害物質等を排出する工場・事業場に対しては、処理施設での適正管理および回収による方法について指導しており、これらによって、処理場への流入下水の水質改善に繋げている。

令和６年度末現在の特定事業場等の届出数は１,２０５事業場であり、立入検査については、訪問検査が３１５事業場に対し延べ４０３回、監視検査が３１７事業場に対し延べ６６８回実施した。

なお、除害施設等設置事業場は、グリース阻集器の設置および廃液回収処理等を含めて１,１８７事業場である。

(4) 公共下水道に排除する下水の水質基準

項 目		工 場 また は 事 業 場 の 基 準 値	
		函 館 湾 処 理 区 域	南 処 理 区 域
		函 館 湾 浄 化 セ ン タ ー	函 館 市 南 部 下 水 終 末 処 理 場
有害物質など	カドミウム及びその化合物	※1) 0.01以下	0.03以下
	シアン化合物	※1) 検出されないこと。	1以下
	有機 ^{りん} 燐化合物	※1) 検出されないこと。	1以下
	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下
	六価クロム化合物	※1) 0.05以下	0.2以下
	砒素及びその化合物	※1) 0.05以下	0.1以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	※1) 0.0005以下	0.005以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下
	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下
	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下
	チウラム	0.06以下	0.06以下
	シマジン	0.03以下	0.03以下
	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下
	ベンゼン	0.1以下	0.1以下
	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下
	ほう素及びその化合物	230 以下	230 以下
	ふっ素及びその化合物	15 以下	15 以下
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 未満	380 未満
生活環境項目など	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下
	ダイオキシン類	※2) 10 pg-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下
	フェノール類	5 以下	5 以下
	銅及びその化合物	3 以下	3 以下
	亜鉛及びその化合物	2 以下	2 以下
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下
	クロム及びその化合物	2 以下	2 以下
	水素イオン濃度(pH)	水素指数5を超え9未満	水素指数5を超え9未満
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 未満	600 未満
	浮遊物質質量(SS)	600 未満	600 未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量 5 以下	5 以下
		(2) 動植物油脂類含有量 30 以下	30 以下
	窒素含有量	240 未満	
	リン含有量	32 未満	
	温度	45 度未満	45 度未満
	汚濁素消費量	220 未満	220 未満

備 考

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度(pH)およびダイオキシン類以外の項目については、「mg/L」とする。ダイオキシン類は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値である。
- 「検出されないこと。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- ※1)の数値は、北海道が条例で定める排水基準により、函館湾処理区域内の一定水量以上の特定事業場に乗せ排水基準として適用される数値である。【下水道法施行令第9条の4第4項】
- ※2)の数値は、ダイオキシン類に係る特定施設が設置されたときに、函館湾処理区域内の事業場に適用される。

(5) 特定事業場等の届出および立入検査状況

(令和7年3月31日現在)

特 定 施 設 の 名 称	届 事業場数	立 入 検 査 事 業 場 等				除 害 施 設 等 設 置 事業場数
		訪 問 実 績		監 視 実 績		
		事業場	回 数	事業場	回 数	
畜 産 農 業 又 は サ ー ビ ス 業	1	1	1	1	2	0
畜 産 食 料 品 製 造 業	9	9	12	9	20	8
水 産 食 料 品 製 造 業	71	70	115	70	258	62
野 菜 , 果 実 保 存 食 品 製 造 業	1	1	1	1	1	1
み そ , し ょ う 油 製 造 業	1	1	1	1	1	0
製 あ ん 業	1	1	1	1	1	1
飲 料 製 造 業	4	4	5	4	8	3
動 物 系 飼 料 製 造 業	0	0	0	0	0	0
動 植 物 油 脂 製 造 業	1	1	1	1	1	1
豆 腐 又 は 煮 豆 の 製 造 業	2	2	2	2	2	0
冷 凍 調 理 食 品 製 造 業	1	1	1	1	1	1
新聞業, 出版業, 印刷業又は製版業	2	2	2	2	2	2
化 学 肥 料 製 造 業	0	0	0	0	0	0
有 機 化 学 工 業 製 品 製 造 業	1	1	1	1	1	1
農 薬 製 造 業	1	1	2	1	1	0
皮 革 製 造 業	0	0	0	0	0	0
酸又はアルカリによる表面処理施設	3	3	3	3	6	3
電 気 め っ き 施 設	1	1	1	1	1	1
旅 館 業	13	13	16	13	33	12
共 同 調 理 場 の ち ゅ う 房 施 設	3	3	3	3	7	3
弁 当 製 造 業	2	2	3	2	8	2
飲 食 店 の ち ゅ う 房 施 設	34	33	42	34	77	33
そば店, うどん店, すし店のほか、喫茶店その他の 通常主食と認められる食事を提供しない飲食店	0	0	0	0	0	0
洗 濯 業	43	41	43	42	60	43
写 真 現 像 業	3	2	2	2	3	3
病 院	7	7	8	7	14	7
自 動 車 分 解 整 備 事 業	4	4	4	3	3	4
自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	59	59	69	59	69	59
科 学 技 術 に 関 す る 事 業 場	21	20	21	21	24	21
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	1	1	2	1	5	1
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	1	1	1	1	5	1
し 尿 処 理 施 設	3	3	3	3	11	3
特 定 事 業 場 排 出 水 の 処 理 施 設	2	2	12	2	12	2
廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設	1	1	2	1	5	1
特 定 事 業 場 合 計	297	291	380	293	642	279
特定事業場以外の工場または事業場	908	24	23	24	26	908
総 合 計	1, 205	315	403	317	668	1, 187

※ 届出事業場数および除害施設等設置事業場数については、令和6年度内での廃止事業場を含む。

7 建設改良工事

(1) 下水管渠事業（補助事業）

工 事 名	工 事 の 内 容		
(雨水分)			
北 部 第 6 排 水 区 工 事	HP PRP	250ミリ 350ミリ	2.3メートル更生および 43.8メートル布設
北 部 第 7 - 1 排 水 区 工 事	HP	1,500ミリ	88.3メートル更生
港 第 1・2 排 水 区 1 工 区 工 事	VU	500ミリ	50.5メートル布設
港 第 1・2 排 水 区 2 工 区 工 事	HP	450ミリ	109.0メートル更生
昭 和 第 1 排 水 区 工 事	HP	1,350ミリ	82.1メートル布設

(2) 下水管渠事業（起債事業）

工 事 名	工 事 の 内 容		
(合流分)			
大 手 I 地 区 工 事	HP	300ミリ	84.9メートル更生
金 堀 地 区 1 工 区 工 事	VU	250ミリ	218.0メートル布設
金 堀 地 区 2 工 区 工 事	HP	1,800ミリ	305.9メートル更生
金 堀 地 区 3 工 区 工 事	HP HP	600ミリ 600ミリ	50.1メートル更生および 199.4メートル布設
五 稜 郭 地 区 工 事	HP	600ミリ	74.4メートル更生
(雨水分)			
港 第 1・2 排 水 区 1 工 区 工 事	HP	450ミリ	9.8メートル, HP 350ミリ 37.0メートル更生
戸 倉 第 2 排 水 区 1 工 区 工 事	HP	1,200ミリ	46.2メートル布設
昭 和 第 1 排 水 区 工 事	□	1,500×1,500ミリ	8.0メートル布設
(汚水分)			
谷 地 頭 地 区 工 事	SUS	450ミリ	33.8メートル布設
桔 梗 地 区 工 事	VU	200ミリ	331.1メートル布設

(3) 公共柵新設事業（起債事業）

工 事 名	工 事 の 内 容
公 共 柵 新 設 工 事	高松町339番先ほか市内各所（戸井地域を除く）に汚水柵122基および雨水柵11基を設置

(4) ポンプ場事業（補助事業）

工 事 名	工 事 の 内 容
ポ ン プ 場 ほ か 遠 方 監 視 制 御 設 備 工 事	監視制御設備1式を更新

(5) ポンプ場事業（起債事業）

工 事 名	工 事 の 内 容
住 吉 ポ ン プ 場 雨 水 ポ ン プ 設 備 工 事	雨水ポンプ1台を更新

(6) 処理場事業（補助事業）

工 事 名	工 事 の 内 容
南部下水終末処理場汚水処理施設 汚 水 ポ ンプ 設 備 工 事	汚水ポンプ1台，電動機1台，液体速度制御装置1台，吐出弁1台および逆止弁1台を更新
南部下水終末処理場汚水処理施設 電 気 計 装 設 備 工 事	現場操作盤1式，高圧コンビネーションスタータ1式，コントロールセンタ1式，変圧器盤・M C C B 盤1式を更新および補助継電器盤等の機能増設1式を施行
南部下水終末処理場汚水処理施設 電 気 計 装 設 備 工 事	監視制御設備および負荷設備一式を更新

(7) 処理場事業（起債事業）

工 事 名	工 事 の 内 容
南部下水終末処理場汚水処理施設 汚 水 ポ ンプ 設 備 工 事	汚水ポンプ1台，電動機1台，液体速度制御装置1台，吐出弁1台および逆止弁1台を更新
南部下水終末処理場汚水処理施設 電 気 計 装 設 備 工 事	現場操作盤1式，高圧コンビネーションスタータ1式，コントロールセンタ1式，変圧器盤・M C C B 盤1式を更新および補助継電器盤等の機能増設1式を施行
南部下水終末処理場汚水処理施設 処 理 棟 屋 上 防 水 工 事	屋上防水1式を更新

(8) その他固定資産購入

工 事 名	工 事 の 内 容
機 械 そ の 他 固 定 資 産 購 入	普通貨物自動車1台，パーソナルコンピュータ16台，小型洗浄機1台，オートクレープ1台および金属探知機1台を購入

8 料 金 業 務

(1) 調 定 実 績

ア 下水道使用料

区 分		区 域 区 分		件 数	水 量	使用料(税抜)	消費税相当額	使用料(税込)
令和6年度	一般汚水	処理区域	本局	1,386,516	23,962,282	3,994,529,653	399,273,874	4,393,803,527
			戸井	9,555	145,485	23,372,656	2,335,954	25,708,610
			計	1,396,071	24,107,767	4,017,902,309	401,609,828	4,419,512,137
		未 処 理 区 域		923	157,744	4,817,489	481,672	5,299,161
		計		1,396,994	24,265,511	4,022,719,798	402,091,500	4,424,811,298
		公衆浴場汚水	処 理 区 域		222	876,590	9,667,372	966,645
	未 処 理 区 域		0	0	0	0	0	
	計		222	876,590	9,667,372	966,645	10,634,017	
	総 計			1,397,216	25,142,101	4,032,387,170	403,058,145	4,435,445,315
	令和5年度	一般汚水	処理区域	本局	1,389,436	24,117,635	4,007,779,598	400,520,417
戸井				9,788	151,976	24,429,436	2,441,071	26,870,507
計				1,399,224	24,269,611	4,032,209,034	402,961,488	4,435,170,522
未 処 理 区 域			988	165,524	5,068,347	506,733	5,575,080	
計			1,400,212	24,435,135	4,037,277,381	403,468,221	4,440,745,602	
公衆浴場汚水		処 理 区 域		217	862,479	9,500,327	949,949	10,450,276
		未 処 理 区 域		0	0	0	0	0
		計		217	862,479	9,500,327	949,949	10,450,276
総 計			1,400,429	25,297,614	4,046,777,708	404,418,170	4,451,195,878	
増減		一般汚水	処理区域	本局	△ 2,920	△ 155,353	△ 13,249,945	△ 1,246,543
	戸井			△ 233	△ 6,491	△ 1,056,780	△ 105,117	△ 1,161,897
	計			△ 3,153	△ 161,844	△ 14,306,725	△ 1,351,660	△ 15,658,385
	未 処 理 区 域		△ 65	△ 7,780	△ 250,858	△ 25,061	△ 275,919	
	計		△ 3,218	△ 169,624	△ 14,557,583	△ 1,376,721	△ 15,934,304	
	公衆浴場汚水		処 理 区 域		5	14,111	167,045	16,696
		未 処 理 区 域		0	0	0	0	0
		計		5	14,111	167,045	16,696	183,741
		総 計			△ 3,213	△ 155,513	△ 14,390,538	△ 1,360,025

イ その他

(税込)

科 目		金 額	備 考
他 会 計 負 担 金		1,176,119,235 ^円	
そ の 他 営 業 収 益		72,848,160	
	手 数 料	0	
	延 滞 金	0	
	し尿処理受託代金	72,848,160	
受 取 利 息 及 び 配 当 金		0	貸付金利息
国 庫 補 助 金		0	
工 事 補 償 金		1,764,400	
雑 収 益		5,706,609	行政財産目的外使用料等 3,448,770円 鉄屑等売却代金 1,532,758円 自動販売機電気料 38,403円 証明手数料 600円 その他 686,078円
固 定 資 産 売 却 益		0	
過 年 度 損 益 修 正 益		0	

9 受益者負担金（分担金）

（１）制 度 の 経 緯

本市の下水道事業は、昭和23年6月建設大臣の認可を受け浸水対策、汚水の排除を目的とした合流式下水道の建設に着手した。

当初から事業に要する財源が乏しいことから旧都市計画法第6条第2項、同法施行令第9条、第10条の規定に基づく受益者負担金制度に着目し財源の確保を求めることとした。

昭和25年6月10日建設省令により本市における受益者負担金の徴収が認められ、昭和23年度の事業から受益者負担金の徴収を開始した。

昭和44年6月に新都市計画法が施行され、昭和46年事業計画の拡大により同年10月23日新法第75条の規定に基づく受益者負担金条例を制定した。

昭和57年12月議会において、負担区制、負担率の廃止、単位負担金額の条例明文化等、第4次下水道財政研究委員会の提言を取り入れた条例の一部改正を行い、昭和58年1月12日に公布した。

平成15年12月議会において、分担金の徴収に関する条項を加えた条例の一部改正を行い、平成15年12月17日に公布、施行した。

その後、平成17年12月議会において、戸井支所の所管区域内の分担金の徴収に関する条項を加えた条例の一部改正を行い、平成17年12月19日に公布、平成18年4月1日に施行した。

（２）制 度 の 内 容

ア 対 象 事 業

下水道整備事業費

イ 賦 課 年 度

処理区域の告示年度

ウ 徴 収 年 度

5年（年2期）計10回の分割による徴収

エ 徴 収 方 法

自主納付制、口座振替制度

（３）単 位 金 額

ア 合併前の函館市の区域

一平方メートル当たり 450円

イ 戸井支所の所管区域

排水設備を設置しなければならない建築物1棟当たり 100,000円

(4) 調 定 実 績

区 分		件 数	金 額
令 和 6 年 度	負 担 金	42 ^件	3,135,267 ^円
	分 担 金	0	0
	戸井分担金	4	40,000
	計	46	3,175,267
令 和 5 年 度	負 担 金	98	8,423,995
	分 担 金	0	0
	戸井分担金	4	40,000
	計	246	4,430,549
増 減	負 担 金	△ 56	△ 5,288,728
	分 担 金	0	0
	戸井分担金	0	0
	計	△ 56	△ 5,288,728

10 財 務

(1) 予算決算対照表

区 分	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	執行率 (B/A)	備 考
収 益 的 収 入 及 び 支 出	円	円	%	
第1款 下水道事業収益	8,044,035,000	8,028,524,490	99.8	うち、仮受消費税 及び地方消費税 410,021,745円
第1項 営 業 収 益	5,692,022,000	5,684,412,710	99.9	409,680,705円
第2項 営 業 外 収 益	2,352,013,000	2,344,111,780	99.7	341,040円
第1款 下水道事業費用	6,889,214,000	6,746,636,147	97.9	うち、仮払消費税 及び地方消費税 199,406,468円
第1項 営 業 費 用	6,319,414,000	6,224,221,174	98.5	199,363,889円
第2項 営 業 外 費 用	561,799,000	522,414,973	93.0	42,579円
第3項 特 別 損 失	1,000		0.0	
第4項 予 備 費	8,000,000		0.0	
資 本 的 収 入 及 び 支 出				
第1款 資 本 的 収 入	3,783,783,000	3,700,171,568	97.8	
第1項 企 業 債	2,129,900,000	2,051,100,000	96.3	
第2項 国 庫 補 助 金	447,009,000	447,008,500	100.0	
第3項 受 益 者 負 担 金	2,391,000	3,175,267	132.8	
第4項 他 会 計 負 担 金	1,195,340,000	1,193,386,451	99.8	
第5項 長 期 貸 付 金 返 還 金	9,143,000	5,501,350	60.2	
第1款 資 本 的 支 出	6,417,248,000	6,321,389,128	98.5	うち、仮払消費税 及び地方消費税 205,345,518円
第1項 建 設 改 良 費	2,431,443,000	2,344,130,002	96.4	205,345,518円
第2項 企 業 債 償 還 金	3,974,625,000	3,974,624,126	100.0	
第3項 長 期 貸 付 金	11,180,000	2,635,000	23.6	

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,621,217,560円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額130,739,940円、当年度分損益勘定留保資金1,289,133,480円及び繰越利益剰余金処分額1,201,344,140円で補てんした。

(2) 比較損益計算書

科 目	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		増 △ 減	
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	金額 (A - B)	率 (A-B) / B
下 水 道 事 業 収 益	7,618,796,456	100.0	7,636,723,135	100.0	△ 17,926,679	△ 0.2
営 業 収 益	5,274,732,005	69.2	5,309,440,570	69.5	△ 34,708,565	△ 0.7
下 水 道 使 用 料	4,032,387,170	52.9	4,046,777,708	53.0	△ 14,390,538	△ 0.4
他 会 計 負 担 金	1,176,119,235	15.4	1,196,253,222	15.6	△ 20,133,987	△ 1.7
そ の 他 営 業 収 益	66,225,600	0.9	66,409,640	0.9	△ 184,040	△ 0.3
営 業 外 収 益	2,344,064,451	30.8	2,327,282,565	30.5	16,781,886	0.7
国 庫 補 助 金		0.0	11,605,000	0.2	△ 11,605,000	皆 減
工 事 補 償 金	1,764,400	0.0	5,508,800	0.1	△ 3,744,400	△ 68.0
長 期 前 受 金 戻 入	2,336,640,771	30.7	2,298,823,401	30.1	37,817,370	1.6
雑 収 益	5,659,280	0.1	11,345,364	0.1	△ 5,686,084	△ 50.1
下 水 道 事 業 費 用	6,467,648,053	100.0	6,493,997,111	100.0	△ 26,349,058	△ 0.4
営 業 費 用	6,024,857,285	93.2	5,986,839,620	92.2	38,017,665	0.6
管 渠 費	284,856,150	4.4	278,579,091	4.3	6,277,059	2.3
ポ ン プ 場 費	230,739,449	3.6	218,492,775	3.4	12,246,674	5.6
処 理 場 費	735,191,418	11.4	723,457,475	11.1	11,733,943	1.6
水 質 指 導 費	25,092,313	0.4	26,360,531	0.4	△ 1,268,218	△ 4.8
普 及 促 進 費	43,523,674	0.7	41,243,307	0.6	2,280,367	5.5
業 務 費	234,889,249	3.6	233,377,628	3.6	1,511,621	0.6
総 係 費	269,612,003	4.2	259,217,098	4.0	10,394,905	4.0
流 域 下 水 道 管 理 費	560,107,991	8.7	542,571,751	8.4	17,536,240	3.2
減 価 償 却 費	3,611,993,406	55.8	3,616,076,187	55.7	△ 4,082,781	△ 0.1
資 産 減 耗 費	28,851,632	0.4	47,463,777	0.7	△ 18,612,145	△ 39.2
営 業 外 費 用	442,790,768	6.8	507,157,491	7.8	△ 64,366,723	△ 12.7
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	416,938,448	6.4	476,591,932	7.3	△ 59,653,484	△ 12.5
雑 支 出	25,852,320	0.4	30,565,559	0.5	△ 4,713,239	△ 15.4
当 年 度 純 損 益	1,151,148,403	—	1,142,726,024	—	8,422,379	—
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	3,248,781,033	—	3,356,419,666	—	—	—
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額	△ 1,211,198,157	—	△ 1,250,364,657	—	—	—
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	3,188,731,279	—	3,248,781,033	—	—	—

(3) 比較貸借対照表

科 目	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		増 △ 減	
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	金額 (A - B)	率(A-B)/B
固 定 資 産	円 89,794,748,492	% 96.4	円 91,278,706,612	% 96.8	円 △ 1,483,958,120	% △ 1.6
有 形 固 定 資 産	87,907,109,319	94.4	89,330,101,318	94.7	△ 1,422,991,999	△ 1.6
土 地	1,568,951,667	1.7	1,568,706,773	1.7	244,894	0.0
建 物	1,203,136,688	1.3	1,209,629,081	1.3	△ 6,492,393	△ 0.5
構 築 物	77,217,527,822	82.9	79,060,504,672	83.8	△ 1,842,976,850	△ 2.3
機 械 及 び 装 置	6,965,218,212	7.5	7,106,064,774	7.5	△ 140,846,562	△ 2.0
車 両 運 搬 具	17,426,800	0.0	13,289,400	0.0	4,137,400	31.1
工 具 器 具 及 び 備 品	19,703,308	0.0	14,564,007	0.0	5,139,301	35.3
建 設 仮 勘 定	915,144,822	1.0	357,342,611	0.4	557,802,211	156.1
無 形 固 定 資 産	1,875,285,493	2.0	1,935,369,754	2.1	△ 60,084,261	△ 3.1
地 上 権	24,597,460	0.0	24,597,460	0.1		0.0
施 設 利 用 権	1,850,688,033	2.0	1,910,772,294	2.0	△ 60,084,261	△ 3.1
投資その他の資産	12,353,680	0.0	13,235,540	0.0	△ 881,860	△ 6.7
出 資 金	9,927,000	0.0	9,927,000	0.0		0.0
長 期 貸 付 金	2,426,680	0.0	3,308,540	0.0	△ 881,860	△ 26.7
流 動 資 産	3,378,275,095	3.6	3,039,130,412	3.2	339,144,683	11.2
現 金 預 金	2,939,058,492	3.2	2,513,582,135	2.7	425,476,357	16.9
未 収 金	416,352,987	0.4	429,301,751	0.4	△ 12,948,764	△ 3.0
短 期 貸 付 金	4,681,570	0.0	6,666,060	0.0	△ 1,984,490	△ 29.8
前 払 金		0.0	73,480,000	0.1	△ 73,480,000	皆 減
他 会 計 保 管 料 下 水 道 使 用 料	18,182,046	0.0	16,100,466	0.0	2,081,580	12.9
資 産 合 計	93,173,023,587	100.0	94,317,837,024	100.0	△ 1,144,813,437	△ 1.2

科 目	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		増 △ 減	
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	金額 (A－B)	率(A-B)/B
固 定 負 債	円 37,479,693,106	% 40.2	円 39,188,140,538	% 41.6	円 △ 1,708,447,432	% △ 4.4
企 業 債	37,085,543,476	39.8	38,778,859,715	41.1	△ 1,693,316,239	△ 4.4
引 当 金	394,149,630	0.4	409,280,823	0.5	△ 15,131,193	△ 3.7
流 動 負 債	5,137,929,624	5.5	4,976,544,601	5.3	161,385,023	3.2
企 業 債	3,744,416,238	4.0	3,974,624,125	4.3	△ 230,207,887	△ 5.8
未 払 金	1,362,379,057	1.5	972,569,818	1.0	389,809,239	40.1
引 当 金	28,904,000	0.0	27,831,000	0.0	1,073,000	3.9
そ の 他 流 動 負 債	2,230,329	0.0	1,519,658	0.0	710,671	46.8
繰 延 収 益	36,050,430,272	38.7	36,799,574,597	39.0	△ 749,144,325	△ 2.0
長 期 前 受 金	91,204,507,065	97.9	89,795,554,259	95.2	1,408,952,806	1.6
収 益 化 累 計 額	△ 55,154,076,793	△ 59.2	△ 52,995,979,662	△ 56.2	△ 2,158,097,131	4.1
負 債 合 計	78,668,053,002	84.4	80,964,259,736	85.9	△ 2,296,206,734	△ 2.8
資 本 金	10,027,588,666	10.8	8,816,390,509	9.3	1,211,198,157	13.7
自 己 資 本 金	10,027,588,666	10.8	8,816,390,509	9.3	1,211,198,157	13.7
剰 余 金	4,477,381,919	4.8	4,537,186,779	4.8	△ 59,804,860	△ 1.3
資 本 剰 余 金	1,288,650,640	1.4	1,288,405,746	1.4	244,894	0.0
受贈財産評価額	622,353,739	0.7	622,108,845	0.7	244,894	0.0
国 庫 補 助 金	303,822,416	0.3	303,822,416	0.3		0.0
受 益 者 負 担 金	54,903,178	0.1	54,903,178	0.1		0.0
他 会 計 負 担 金	275,438,494	0.3	275,438,494	0.3		0.0
工 事 負 担 金	6,973,264	0.0	6,973,264	0.0		0.0
工 事 補 償 金	3,627,299	0.0	3,627,299	0.0		0.0
そ の 他 資 金	21,532,250	0.0	21,532,250	0.0		0.0
利 益 剰 余 金	3,188,731,279	3.4	3,248,781,033	3.4	△ 60,049,754	△ 1.8
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	3,188,731,279	3.4	3,248,781,033	3.4	△ 60,049,754	△ 1.8
資 本 合 計	14,504,970,585	15.6	13,353,577,288	14.1	1,151,393,297	8.6
負 債 資 本 合 計	93,173,023,587	100.0	94,317,837,024	100.0	△ 1,144,813,437	△ 1.2

(4) 費用構成表

科 目	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		増 △ 減	
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	金額 (A - B)	率(A-B)/B
下 水 道 事 業 費 用	円	%	円	%	円	%
減 価 償 却 費	3,611,993,406	55.8	3,616,076,187	55.7	△ 4,082,781	△ 0.1
企 業 債 利 息	416,899,618	6.4	476,591,932	7.3	△ 59,692,314	△ 12.5
人 件 費	335,533,232	5.2	320,914,103	4.9	14,619,129	4.6
退 職 給 付 費	47,265,290	0.7	52,577,367	0.8	△ 5,312,077	△ 10.1
委 託 料	937,095,744	14.5	920,103,095	14.2	16,992,649	1.8
修 繕 費	229,467,387	3.6	215,609,118	3.3	13,858,269	6.4
動 力 費	53,323	0.0	51,292	0.0	2,031	4.0
負 担 金	800,612,645	12.4	778,909,436	12.0	21,703,209	2.8
そ の 他	88,727,408	1.4	113,164,581	1.8	△ 24,437,173	△ 21.6
合 計	6,467,648,053	100.0	6,493,997,111	100.0	△ 26,349,058	△ 0.4

(5) 固定資産明細書
ア 有形固定資産明細書

資 産 の 種 類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
土 地	1,568,706,773 ^円	244,894 ^円	^円	1,568,951,667 ^円
事 務 所 用 地	129,848,919			129,848,919
施 設 用 地	1,438,857,854	244,894		1,439,102,748
建 物	4,763,346,497	89,039,432	50,755,979	4,801,629,950
事 務 所 用 建 物	693,215,604			693,215,604
施 設 用 建 物	4,070,130,893	89,039,432	50,755,979	4,108,414,346
構 築 物	153,354,957,337	952,812,062		154,307,769,399
排 水 施 設	147,082,826,062	952,812,062		148,035,638,124
ポ ン プ 施 設	2,569,756,046			2,569,756,046
処 理 施 設	3,537,246,924			3,537,246,924
そ の 他 構 築 物	165,128,305			165,128,305
機 械 及 び 装 置	21,657,866,660	428,834,212	207,142,533	21,879,558,339
電 気 設 備	9,684,991,844	174,181,970	107,668,810	9,751,505,004
ポ ン プ 設 備	3,188,852,047	22,455,703		3,211,307,750
排 水 機 械 設 備	432,533,502			432,533,502
処 理 機 械 設 備	8,351,489,267	232,196,539	99,473,723	8,484,212,083
車 両 運 搬 具	23,335,000	6,950,000	5,150,000	25,135,000
車 両 運 搬 具	23,335,000	6,950,000	5,150,000	25,135,000
工 具 器 具 及 び 備 品	91,559,157	8,572,025	3,446,811	96,684,371
工 具 器 具 及 び 備 品	91,559,157	8,572,025	3,446,811	96,684,371
小 計	181,459,771,424	1,486,452,625	266,495,323	182,679,728,726
建 設 仮 勘 定	357,342,611	607,813,271	50,011,060	915,144,822
管 渠 事 業 費	328,380,986	114,615,169	40,519,189	402,476,966
ポ ン プ 場 事 業 費	3,119,946	150,882,268	401,786	153,600,428
処 理 場 事 業 費	25,841,679	342,315,834	9,090,085	359,067,428
合 計	181,817,114,035	2,094,265,896	316,506,383	183,594,873,548

減 価 償 却 累 計 額			年度末償却未済高	備 考
当年度増加額	当年度減少額	累 計		
円	円	円	円 1,568,951,667	
			129,848,919 1,439,102,748	
78,762,040	33,986,194	3,598,493,262	1,203,136,688	
11,112,467		371,334,439	321,881,165	
67,649,573	33,986,194	3,227,158,823	881,255,523	
2,795,788,912		77,090,241,577	77,217,527,822	
2,670,704,886		72,630,226,900	75,405,411,224	
49,302,986		1,648,846,550	920,909,496	
72,108,699		2,681,853,473	855,393,451	
3,672,341		129,314,654	35,813,651	
558,141,954	195,603,713	14,914,340,127	6,965,218,212	
281,795,779	101,669,448	6,169,346,589	3,582,158,415	
64,027,795		2,450,189,678	761,118,072	
19,492,347		280,432,841	152,100,661	
192,826,033	93,934,265	6,014,371,019	2,469,841,064	
2,555,100	4,892,500	7,708,200	17,426,800	
2,555,100	4,892,500	7,708,200	17,426,800	
3,147,197	3,161,284	76,981,063	19,703,308	
3,147,197	3,161,284	76,981,063	19,703,308	
3,438,395,203	237,643,691	95,687,764,229	86,991,964,497	
			915,144,822	
			402,476,966 153,600,428 359,067,428	
3,438,395,203	237,643,691	95,687,764,229	87,907,109,319	

イ 無形固定資産明細書

資 産 の 種 類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額
地 上 権	24,597,460 ^円	^円	^円
施 設 利 用 権	1,910,772,294	113,513,942	
計	1,935,369,754	113,513,942	

ウ 投資その他の資産明細書

資 産 の 種 類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額
出 資 金	9,927,000 ^円	^円	^円
長 期 貸 付 金	3,308,540	2,635,000	3,516,860
計	13,235,540	2,635,000	3,516,860

当年度減価償却高	年度末現在高	備 考
円	円 24, 597, 460	
173, 598, 203	1, 850, 688, 033	
173, 598, 203	1, 875, 285, 493	

年度末現在高	備 考
円 9, 927, 000	
2, 426, 680	
12, 353, 680	

(6) 主な固定資産の内訳
ア 土 地

区 分	所 在 等	地 目	前年度末現在高
事 務 所 用 地	1筆	宅地	1,072.94 m ²
事 務 所 用 地	末広町5-44 1筆	宅地	1,072.94
施 設 用 地	266筆	宅地 他	97,031.46
管 路 用 地	昭和1-395-3 他217筆	畑 他	27,685.93
雨 水 調 整 池 用 地	上湯川373-1 他 10筆	池沼 他	1,292.40
旭 岡 沈 砂 池 用 地	銅山町2-3 1筆	田	426.00
住 吉 ポ ン プ 場 用 地	住吉町4-20 1筆	雑種地	353.00
港 ポ ン プ 場 用 地	港町3-240-15 1筆	宅地	767.50
宇賀浦中継ポンプ場用地	宇賀浦町22-3 他 1筆	宅地	851.59
大 手 ポ ン プ 場 用 地	大手町4-20 1筆	宅地	4,333.03
湯 川 ポ ン プ 場 用 地	湯川町2-2-3 他 2筆	鉱泉地 他	1,000.00
志 海 苔 ポ ン プ 場 用 地	志海苔町191 他 2筆	宅地 他	282.35
日吉第1ポンプ所用地	日吉町4-126-20 1筆	雑種地	58.00
戸倉第2ポンプ所用地	戸倉町225-93 1筆	畑	8.75
旭 岡 ポ ン プ 所 用 地	西旭岡町3-63-8 1筆	雑種地	119.00
湯 川 第 2 ポ ン プ 所 用 地	湯川町2-29-81 1筆	宅地	23.48
湯 川 第 3 ポ ン プ 所 用 地	湯川町3-14-64 1筆	宅地	38.57
新 湊 ポ ン プ 所 用 地	新湊町136-5 他 1筆	宅地	174.38
中道第3ポンプ所用地	中道2-173-14 1筆	宅地	12.66
石 崎 ポ ン プ 所 用 地	石崎町30-1 他 1筆	雑種地 他	299.99
汚 水 処 理 施 設 用 地	金堀町139-2 他 9筆	原野 他	38,950.30
汚 泥 処 理 施 設 用 地	金堀町95-1 他 2筆	宅地 他	14,100.53
流通センター処理施設用地	西桔梗町589-64 1筆	雑種地	6,254.00
合 計	267筆		98,104.40

イ 建 物

区 分	所 在 等	前年度末現在高
事 務 所 用		4,473.89 m ²
庁 舎	函館市末広町5番14号	3,783.26
旧下水道維持事務所	函館市金堀町10番22号	690.63
施 設 用		41,829.51
管 渠 施 設 用 建 物	函館市金堀町10番22号	1,091.12
旭 岡 沈 砂 池 建 物	函館市西旭岡町1丁目1番	63.35
金堀雨水貯留管ポンプ棟建物	函館市金堀町10番2号	262.09
住 吉 ポ ン プ 場 建 物	函館市住吉町13番1号	386.96
港 ポ ン プ 場 建 物	函館市港町3丁目16番地	39.99
宇賀浦中継ポンプ場建物	函館市宇賀浦町1番1号	1,581.00
大 手 ポ ン プ 場 建 物	函館市大手町4番28号	5,928.00
湯 川 ポ ン プ 場 建 物	函館市湯川町2丁目2番26号	796.00
青 柳 ポ ン プ 所 建 物	函館市青柳町39番	4.32
志 海 苔 ポ ン プ 場 建 物	函館市志海苔町191～193番地	476.79
新 湊 ポ ン プ 所 建 物	函館市新湊町136番地1	32.87
汚 水 処 理 場 施 設 建 物	函館市金堀町10番2号	24,396.24
汚 泥 処 理 場 施 設 建 物	函館市日乃出町26番8号	6,770.78
合 計		46,303.40

(令和7年3月31日現在)

当年度増減	年度末現在高	取得年度	備 考
— m ²	1, 072. 94 m ²		
—	1, 072. 94	平成14年度	
—	97, 049. 74		
12. 25	27, 698. 18	昭和50年度 他	
—	1, 292. 40	昭和61年度 他	
—	426. 00	昭和57年度	
—	353. 00	平成 5年度	
—	767. 50	昭和47年度	
—	851. 59	昭和51年度	
6. 03	4, 339. 06	昭和54年度	
—	1, 000. 00	昭和61年度	
—	282. 35	平成11年度	
—	58. 00	昭和63年度	
—	8. 75	平成 3年度	
—	119. 00	昭和56年度	
—	23. 48	平成10年度	
—	38. 57	平成 7年度	
—	174. 38	平成14年度	
—	12. 66	平成14年度	
—	299. 99	平成17年度	
—	38, 950. 30	昭和46年度 他	
—	14, 100. 53	昭和41年度 他	
—	6, 254. 00	昭和59年度	
18. 28	98, 122. 68		

(令和7年3月31日現在)

当年度増減	年度末現在高	取得年度	備 考
— m ²	4, 473. 89 m ²		
—	3, 783. 26	平成14年度	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階
—	690. 63	平成19年度	木造モルタル造 地上2階
—	41, 829. 51		
—	1, 091. 12	平成19年度	鉄骨造一部木造 平屋 他
—	63. 35	昭和54年度	鉄筋コンクリート造 地下
—	262. 09	平成25年度	鉄筋コンクリート造 地上1階地下1階
—	386. 96	昭和47年度	鉄筋コンクリート造 地上1階地下1階
—	39. 99	昭和47年度	鉄骨造 平屋
—	1, 581. 00	昭和51年度	鉄筋コンクリート造 地上3階地下3階
—	5, 928. 00	昭和56年度	鉄筋コンクリート造 地上3階地下3階
—	796. 00	昭和63年度	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階
—	4. 32	平成元年度	木造 平屋
—	476. 79	平成12年度	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階
—	32. 87	平成16年度	鉄筋コンクリート造 平屋
—	24, 396. 24	昭和46年度 他	鉄筋コンクリート造 地上2階地下2階 他
—	6, 770. 78	昭和43年度 他	鉄筋コンクリート造 地上3階地下2階 他
0. 00	46, 303. 40		

ウ 機械及び装置

(1件 1億円以上)

区	分	数 量	取得年度	備 考
ポンプ設備				
大手ポンプ場	No.7・8雨水ポンプ	1 式	昭和57年度	
〃	No.1・2雨水ポンプ	1	昭和57年度	
〃	No.7・8雨水ポンプエンジン	1	昭和57年度	
〃	集砂装置	1	平成24年度	
〃	No.4雨水ポンプ	1	令和 4年度	
処理機械設備				
汚水処理施設	1系処理棟生物脱臭装置	1	平成 9年度	
〃	散気装置	1	平成30年度	
〃	散気装置	1	令和元年度	
〃	No.7汚水ポンプ	1	令和 6年度	
汚泥処理施設	No.2遠心脱水機	1	平成 9年度	
〃	ケーキ圧送ポンプ	1	平成 9年度	
〃	No.3遠心脱水機	1	平成12年度	
〃	2系No.1機械攪拌装置	1	平成15年度	
〃	2系No.2機械攪拌装置	1	平成16年度	
〃	生物脱臭装置	1	平成16年度	
〃	3系No.1機械攪拌装置	1	平成17年度	
〃	3系No.2機械攪拌装置	1	平成18年度	
〃	生物脱臭装置	1	平成18年度	
〃	脱硫装置	1	平成24年度	
〃	No.1乾燥機	1	平成27年度	
〃	No.2乾燥機	1	平成29年度	
〃	No.1遠心脱水機	2	平成30年度	
〃	No.2遠心脱水機	1	令和 4年度	
電気設備				
大手ポンプ場	自家発電機	1	昭和57年度	
汚水処理施設	中央監視制御装置	1	平成11年度	
〃	プロセスコントロールステーション盤 (管理棟電気室用)	1	平成11年度	
〃	プロセスコントロールステーション盤 (水処理電気室用)	1	平成11年度	
〃	非常用発電機	1	令和元年度	
宇賀浦中継ポンプ場	自家発電装置	1	令和 4年度	

エ 車両運搬具

区	分	数 量	取得年度	備 考
特殊自動車				
		1 台	平成19年度	
普通貨物自動車				
		3	令和 4年度 他	
小型貨物自動車				
		1	平成20年度	
計				
		5		

オ 工具器具及び備品

(1件 100万円以上)

区	分	数 量	取得年度	備 考
ゲート操作用ユニハンドラー				
		1 台	平成元年度	
小型洗浄機				
		2	平成13年度 他	
トータルステーション				
		1	昭和62年度	
中央大型実験台				
		3	昭和61年度	
ドラフトチャンバー				
		3	平成 8年度 他	
超純水製造装置				
		1 式	平成27年度	
I C P 発光分光分析装置				
		1	平成12年度	
純水製造装置				
		1	平成26年度	
還元気化水銀分析計				
		1 台	平成19年度	
情報セキュリティ強化対策				
		1 式	平成28年度 他	
濁色度計				
		1 台	令和元年度	
可搬型ディーゼルエンジン発電機				
		1	令和 4年度	

(7) 企業債明細書

建設改良費等の財源に充てるための企業債

借 入 先	年度当初現在高	当 年 度 増 減 額		年度末現在高	備 考
		借 入	償 還		
財 務 省	円 8,900,762,378	円	円 1,305,364,471	円 7,595,397,907	
郵便貯金・簡易 生命保険管理機構	2,562,962,623		536,336,460	2,026,626,163	
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	21,463,370,839	1,941,100,000	1,072,133,195	22,332,337,644	
北 海 道 銀 行	1,379,216,000		177,696,000	1,201,520,000	
北 洋 銀 行	7,330,432,000		840,020,000	6,490,412,000	
北 陸 銀 行	170,000,000			170,000,000	
北海道信用農業 協同組合連合会	946,740,000	110,000,000	43,074,000	1,013,666,000	
計	42,753,483,840	2,051,100,000	3,974,624,126	40,829,959,714	

(8) 財務分析表

項 目	算 式	比 率		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}} \times 100$ %	96.9 %	96.8 %	96.4 %
流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}} \times 100$	3.1	3.2	3.6
固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総資本}} \times 100$	42.9	41.5	40.2
自己資本構成比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$	51.8	53.2	54.3
固定資産対長期資本比率 (固定長期適合率)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本} + \text{固定負債}} \times 100$	102.2	102.2	102.0
固 定 比 率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$	186.8	182.0	177.6
流 動 比 率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	59.9	61.1	65.8
酸 性 試 験 比 率	$\frac{\text{現金預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	55.2	59.1	65.3
現 金 比 率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	46.6	50.5	57.2
負 債 比 率	$\frac{\text{流動負債} + \text{固定負債}}{\text{自己資本}} \times 100$	168.4	161.4	155.6
自 己 資 本 回 転 率	$\frac{\text{営業収益}}{\text{平均自己資本}} \times 100$	10.7	10.6	10.5
総 資 本 回 転 率	$\frac{\text{営業収益}}{\text{平均総資本}} \times 100$	5.5	5.6	5.6
固 定 資 産 回 転 率	$\frac{\text{営業収益}}{\text{平均固定資産}} \times 100$	5.7	5.8	5.8
流 動 資 産 回 転 率	$\frac{\text{営業収益}}{\text{平均流動資産}} \times 100$	174.4	175.1	164.4
総 資 本 利 益 率	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均総資本}} \times 100$	1.3	1.2	1.2
自 己 資 本 利 益 率	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均自己資本}} \times 100$	2.5	2.3	2.3
総収益対総費用比率	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	119.3	117.6	117.8
営業収益対営業費用比率	$\frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}} \times 100$	91.2	88.7	87.5
利 子 負 担 率	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債発行差金償却}}{\text{平均負債}} \times 100$	0.6	0.6	0.5
累 積 赤 字 比 率	$\frac{\text{累積赤字}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	-	-	-
資 金 不 足 比 率	$\frac{\text{(流動負債} - \text{地方債のうち流動負債の額)} - \text{流動資産}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	-	-	-

(9) 経営分析表

項 目	算 式		比 率		
			令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
処 理 人 口 普 及 率	$\frac{\text{処理区域内人口 (人)}}{\text{行政区域内人口 (人)}} \times 100$	%	% 90.9	% 91.0	% 91.0
水 洗 化 率	$\frac{\text{水洗化済戸数 (戸)}}{\text{水洗化区域戸数 (戸)}} \times 100$	%	96.6	96.7	96.8
南 部 終 末 処 理 場 最 大 稼 働 率	$\frac{\text{1 日最大汚水量 (m}^3\text{)}}{\text{1 日処理能力 (m}^3\text{)}} \times 100$	%	87.9	86.5	86.5
南 部 終 末 処 理 場 施 設 利 用 率	$\frac{\text{1 日平均汚水量 (m}^3\text{)}}{\text{1 日処理能力 (m}^3\text{)}} \times 100$	%	86.9	86.8	85.0
有 収 率	$\frac{\text{有収水量 (m}^3\text{)}}{\text{汚水量 (m}^3\text{)}} \times 100$	%	73.0	75.0	75.5
使 用 料 単 価	$\frac{\text{下水道使用料 (円)}}{\text{有収水量 (m}^3\text{)}}$	円	156.9	157.5	157.9
処 理 原 価	$\frac{\text{汚水処理経費 (円)}}{\text{有収水量 (m}^3\text{)}}$	円	115.3	119.3	118.7
使 用 料 単 価 対 処 理 原 価 比 率	$\frac{\text{使用料単価 (円)}}{\text{処理原価 (円)}} \times 100$	%	136.1	132.0	133.0
職 員 給 与 費 対 下 水 道 使 用 料 比 率	$\frac{\text{汚水処理経費中 職員給与費 (円)}}{\text{下水道使用料 (円)}} \times 100$	%	6.4	7.0	7.0
職 員 給 与 費 対 汚 水 処 理 経 費 比 率	$\frac{\text{汚水処理経費中 職員給与費 (円)}}{\text{汚水処理経費 (円)}} \times 100$	%	8.7	9.2	9.3

1 1 参 考

(1) 事業の推移

区 分 \ 年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
行 政 区 域 人 口 (人)	275, 263	272, 530	269, 628	266, 773	263, 706
行 政 区 域 世 帯 数 (世帯)	143, 169	143, 360	143, 206	143, 210	142, 974
行 政 区 域 面 積 (ha)	67, 795	67, 795	67, 783	67, 786	67, 787
市 街 化 区 域 面 積 (ha)	4, 788	4, 788	4, 788	4, 788	4, 788
全 体 計 画 面 積 (ha)	5, 531	5, 531	5, 531	5, 064	5, 064
全 体 計 画 人 口 (人)	254, 200	254, 200	254, 200	206, 600	206, 600
全 体 計 画 管 渠 延 長 (km)	2, 030	2, 030	2, 030	1, 797	1, 797
認 可 計 画 区 域 面 積 (ha)	4, 912	4, 912	4, 912	4, 930	4, 930
認 可 計 画 区 域 内 人 口 (人)	267, 800	267, 800	267, 800	222, 100	222, 100
認 可 計 画 管 渠 延 長 (km)	1, 846	1, 846	1, 846	1, 794	1, 794
処 理 区 域 面 積 (ha)	4, 749	4, 753	4, 753	4, 760	4, 760
処 理 区 域 内 人 口 (人)	247, 264	245, 147	242, 715	240, 551	237, 998
処 理 人 口 普 及 率 (%)	89. 8	90. 0	90. 0	90. 2	90. 3
排 水 区 域 面 積 (ha)	4, 763	4, 767	4, 767	4, 774	4, 775
排 水 区 域 内 人 口 (人)	247, 992	245, 240	242, 805	240, 641	238, 078
管 渠 延 長 (km)	1, 330	1, 333	1, 336	1, 338	1, 340
水 洗 化 区 域 戸 数 (戸)	135, 838	135, 842	136, 163	136, 292	136, 551
水 洗 化 済 戸 数 (戸)	126, 959	127, 683	128, 515	129, 111	129, 834
水 洗 化 率 (%)	93. 5	94. 0	94. 4	94. 7	95. 1
水 洗 化 人 口 (人)	230, 063	230, 287	229, 022	227, 417	225, 823

事 項

(各年度末現在)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
260, 174	256, 772	253, 340	250, 022	246, 256	242, 467	238, 213	234, 530
142, 389	141, 807	141, 221	140, 972	140, 115	139, 419	138, 258	137, 669
67, 786	67, 787	67, 787	67, 787	67, 787	67, 787	67, 787	67, 787
4, 788	4, 788	4, 788	4, 787	4, 787	4, 787	4, 787	4, 787
5, 064	5, 064	5, 064	5, 064	5, 064	5, 064	5, 064	5, 060
206, 600	206, 600	206, 600	206, 600	206, 600	206, 600	206, 600	204, 000
1, 797	2, 030	2, 030	2, 030	2, 030	2, 030	2, 030	2, 032
4, 930	4, 962	4, 962	4, 962	4, 962	4, 962	4, 962	4, 958
222, 100	211, 000	211, 000	211, 000	211, 000	211, 000	211, 000	208, 700
1, 794	1, 856	1, 856	1, 856	1, 856	1, 856	1, 856	1, 858
4, 767	4, 778	4, 779	4, 780	4, 781	4, 810	4, 819	4, 818
235, 466	232, 480	229, 683	226, 899	223, 634	220, 495	216, 693	234, 530
90. 5	90. 5	90. 7	90. 8	90. 8	90. 9	91. 0	91. 0
4, 782	4, 793	4, 794	4, 795	4, 796	4, 824	4, 832	4, 830
235, 541	232, 546	229, 752	226, 967	223, 703	220, 563	216, 749	213, 504
1, 349	1, 354	1, 355	1, 358	1, 359	1, 360	1, 362	1, 363
136, 899	136, 516	136, 288	135, 637	135, 721	135, 585	135, 432	134, 802
130, 472	130, 530	130, 761	130, 492	130, 826	130, 922	130, 964	130, 517
95. 3	95. 6	95. 9	96. 2	96. 4	96. 6	96. 7	96. 8
223, 842	221, 850	219, 979	217, 961	215, 239	212, 649	209, 296	206, 395

(2) 使用料変遷表

種別 改正年月日	水 道 汚 水		井 戸 水 そ の 他 を 使 用 す る 場 合	湯 屋 営 業		その他 従業員又は世帯構 成員1人につき
	基本料金	超過料金		基本料金	超過料金	
	10m ³ まで の分	10m ³ を超 える分1 m ³ につき		営業家屋 面積100m ² につき	100m ² 超え る10m ² 増 す毎に	
昭和26年5月31日	20 ^円	2 ^円	市長の認定による。	200 ^円	20 ^円	4 ^円
昭和28年7月 2日	30	3	市長の認定による。	300	30	6

種別 改正年月日	水 道 汚 水		井 戸 汚 水		温泉および公衆浴場の汚水		その他の 汚 水
	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	
	10m ³ まで の分	10m ³ を超 える分1m ³ につき	10m ³ まで の分	10m ³ を超 える分1m ³ につき	300m ³ まで の分	300m ³ 超え る分1m ³ につき	
昭和36年4月 1日	50 ^円	5 ^円	50 ^円	5 ^円	300 ^円	1 ^円	5 ^円

種別 改正年月日	処 理 区 域							
	一 般 汚 水						公衆浴場汚水	
	基本料金 (1月につき)	超 過 料 金 (1月につき)					基本料金	超過料金
	10m ³ まで の分	10m ³ を超 え20m ³ ま での分1 m ³ につき	20m ³ を超 え30m ³ ま での分1 m ³ につき	30m ³ を超 え100m ³ ま での分1 m ³ につき	100m ³ を超 え1,000m ³ ま での分1 m ³ につき	1,000m ³ を 超える分 1m ³ につ き	300m ³ ま での分	300m ³ を 超える分 1m ³ につ き
昭和49年 4月分	200 ^円	20 ^円	20 ^円	20 ^円	20 ^円	20 ^円	300 ^円	1 ^円
昭和52年 6月分	300	30	35	35	40	45	900	3
昭和56年 5月分	400	40	47	47	55	65	1,200	4
昭和62年 5月分	600	60	77	77	90	107	1,800	6
平成 2年 4月分	800	80	106	106	126	150	2,400	8
平成 5年 4月分	960	96	132	132	164	196	2,800	9
平成 6年 4月分	1,020	102	140	140	172	206	2,900	9
平成 7年 4月分	1,080	108	148	148	182	216	3,000	10
平成 8年 4月分	1,130	113	148	155	191	226	3,000	10
平成 9年 4月分	1,180	118	148	162	200	236		
平成10年 4月分	1,270	127	153	174	214	254		
平成12年 4月分	1,370	137	166	188	231	275	3,200	11
平成13年 4月分	1,370	137	160	179	218	254	3,200	11
(平成16年12月1日)	(1,438.5)	(143.85)	(168)	(187.95)	(228.9)	(266.7)	(3,360)	(11.55)
平成18年 4月分	(1,438.5)	(143.85)	(159.6)	(172.2)	(198.45)	(222.6)	(3,360)	(11.55)
平成21年 5月分	(1,438.5)	(143.85)	(158.55)	(170.1)	(194.25)	(216.3)	(3,360)	(11.55)
平成23年10月分	(1,438.5)	(143.85)	(155.4)	(164.85)	(183.75)	(201.6)	(3,360)	(11.55)
平成26年 6月分	(1,479.6)	(147.96)	(159.84)	(169.56)	(189)	(207.36)	(3,456)	(11.88)
令和元年12月分	(1,507)	(150.7)	(162.8)	(172.7)	(192.5)	(211.2)	(3,520)	(12.1)

※平成4年6月分として徴収する下水道使用料から消費税を転嫁

※()は消費税相当額を含めた表示(総額表示)

※平成26年6月分および令和元年12月分は消費税率引き上げによる改正のみ

摘 要
家庭用井戸汚水については、5人までを10m ³ とし、1人を増すごとに2m ³ を加える。

未 処 理 区 域							摘 要
一 般 汚 水					公衆浴場汚水		
基本料金 (1月につき)	超 過 料 金 (1月につき)				基本料金	超過料金	
10m ³ までの分	10m ³ を超え20m ³ までの分1m ³ につき	20m ³ を超え100m ³ までの分1m ³ につき	100m ³ を超え1,000m ³ までの分1m ³ につき	1,000m ³ を超える分1m ³ につき	300m ³ までの分	300m ³ を超える分1m ³ につき	
50 円	5 円	5 円	5 円	5 円	300 円	1 円	家庭用井戸汚水については、5人までを10m ³ とし、1人を増すごとに2m ³ を加える。
100	10	15	20	25	900	3	〃
130	13	20	27	36	1,200	4	〃
130	13	20	27	36	1,200	4	〃
130	13	20	27	36	1,200	4	〃
130	13	20	27	36	1,200	4	〃
130	13	20	27	36	1,200	4	〃
130 (136.5)	13 (13.65)	20 (21)	27 (28.35)	36 (37.8)	1,200 (1,260)	4 (4.2)	〃
(136.5)	(13.65)	(21)	(28.35)	(37.8)	(1,260)	(4.2)	〃
(136.5)	(13.65)	(21)	(28.35)	(37.8)	(1,260)	(4.2)	〃
(136.5)	(13.65)	(21)	(28.35)	(37.8)	(1,260)	(4.2)	〃
(140.4)	(14.04)	(21.6)	(29.16)	(38.88)	(1,296)	(4.32)	〃
(143)	(14.3)	(22)	(29.7)	(39.6)	(1,320)	(4.4)	〃

